

令和6年度

# 予算要望書

東京都特別支援学校PTA連合会

事務局 東京都立品川特別支援学校

〒140-0004 東京都品川区南品川6-15-20

電話：03-5460-1160

ファクシミリ：03-5460-1166

## 目次

---

ごあいさつ

各障害種別重点要望項目

全障害種別共通の要望（部局別）

教育庁

福祉局

保健医療局

産業労働局

建設局

総務局

各障害種別の要望

盲学校

ろう学校

肢体不自由特別支援学校

知的障害特別支援学校

東京都知事  
小池百合子様

東京都におかれましては、日頃より本連合会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、都内特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由）に在籍する幼児・児童・生徒に対し、日々、多大なるご尽力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

特別支援学校に在籍する子どもたち一人ひとりの抱える困難は様々です。その多様な個性に応じた学びを実現するためには、適切な教育環境を整えることが必要不可欠といえます。コロナ禍を経て、新たな日常を構築していく中で、どんな子どもたちも輝ける教育の推進を期待しております。

そしてまた共生社会の実現のために、私たち保護者も、各機関との連携をより一層深めていきたいと思っております。

東京都教育庁をはじめとする関係各局の皆様におかれましては、都民の生活を守るため、様々な御対応をいただいておりますことを拝察し、深謝申し上げます。

子どもたちと保護者の願いを込めまして、令和6年度予算要望書を提出させていただきます。具体的な御検討と御支援の程、賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年7月吉日

東京都特別支援学校PTA連合会  
会長 小野田由夏

# 障害種別重点要望

## 【盲学校】

### 1 寄宿舍浴室の改修について

現在使用している浴室は30年以上前から利用しており、浴槽や浴室のタイルが割れ応急処置をして対応していますが滑りやすく危険です。またドアサッシは通気口が壊れカビが発生しており、不衛生な上サッシが重い為指を挟み、怪我をする危険があります。舎生が安全に浴室を利用できるように1階・2階の浴室ドアサッシを軽くて安全なものに交換し、浴槽と浴室のタイルを滑りにくいものに交換してください。（久我山青光）

### 2 就学奨励費、ICT機器購入費・ICT機器購入費（新入生用端末）について

視覚に障害がある生徒が使用する端末や音声読み上げソフト、点字ディスプレイはかなり高額になります。生徒の特性に応じた適切な端末で学習ができますよう、今年度以降も継続してICT機器購入・新入生用端末購入の支援をお願いします。（文京盲）

### 3 寄宿舍中庭の整備について

寄宿舍の中庭は、子供たちが放課後に遊ぶ場としてだけでなく、火災や地震等の緊急時には避難場所としての役割もあります。現在の中庭は、水はけが悪く手入れをしてもすぐに雑草が生い茂り、夏は蚊の大量発生に悩まされ遊び場としてだけでなく、避難訓練にも支障をきたしています。視覚に障害のある児童・生徒が安全に利用し、避難場所にも適するよう、中庭をタータン使用にしてください。（葛飾盲）

### 4 校舎の全面改築に伴う環境整備について

校舎の改築に伴い、音に敏感な視覚障害のある幼児・児童・生徒・教職員が、今までと同じような学習・行事に参加できるよう、環境の構築・整備・維持をお願いします。（八王子盲）

令和5年度要望に対する東京都の回答

1 令和6年度新たな要望

2 令和5年度と同じ要望

ICT機器購入費などの学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、今後も必要な経費を措置できるよう、引続き財政局と調整してまいります。また、都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和3年度中に、主に盲学校に対して、入出力支援装置等の整備を行いました。音声読み上げソフトやその他の装置等の増設については、必要性を踏まえて検討していきます。

＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課、総務部教育政策課

3 令和6年度新たな要望

4 校舎令和6年度修正した要望

特別支援学校の改修や改築工事の際には、児童・生徒の安全確保を図るとともに、仮設校舎を設置する場合は、児童・生徒の障害特性や安全面に配慮して整備を行い、学校運営等に支障が生じないよう適切に対応しております。また、工事期間中、学校敷地内にグラウンド等が確保できない場合は、代替として、近隣の体育施設等の借り上げで対応しております。

＜令和5年度予算措置額＞特別支援学校の老朽校舎改築2,439,495千円

＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

## 【ろう学校】

### 教育庁と生活文化スポーツ局への要望

#### 1. 常駐の手話通訳者・支援員の配置

昨年、東京都手話言語条例が成立しました。聴覚障害者への手話およびパソコン要約筆記での情報保障や支援をさらに深めるため、ろう学校への手話通訳者・支援員の配置・補助をお願いします。

- ① ろう学校には、聴覚障害の教職員、聴覚障害の保護者、また聴覚障害のある来校者が多くいます。学校内での情報保障の整備を引き続き要望します。受付窓口での対応や、保護者面談等で確実に情報保障ができるように、手話通訳者・支援員の常駐や、掲示板等の設置など、全てのろう学校に同じ水準の環境整備をお願いします。
- ② 定められた教員の数とは別に、児童・生徒への情報保障と教員へのサポートとして、聴覚障害に専門性のある人材を配置してください。

### 教育庁と福祉局への要望

#### 2. 共働き世帯家庭等の増加に伴う都立ろう学校内に児童発達支援事業所の設立を

- ① 共働きやひとり親家庭、出産等、さまざまな理由で子どもの送迎や放課後の養育が困難な家庭が増えています。ろう学校では幼稚部・小学部に保育機能や学童保育などがありません。保護者の就労を理由として、ろう学校への進学をあきらめる家庭も少なくありません。また、通学区域が全都と広く、地域の学童保育等の利用も難しい状況です。
- ② 手話を必要とする学齢期の子どもたちの健やかな発達のためには、同じ言語で通じ合えるコミュニケーション環境が不可欠であり、学校にいる時間に加えて、放課後や長期休みに安心して生活できる環境も必要です。
- ③ 保護者が聴覚障害児の子育てと就労を両立させるためにも、都立ろう学校内に難聴児に特化した児童発達支援事業所の設立や子どもたちの送迎支援の充実をお願いいたします。

令和5年度要望に対する東京都の回答

##### 1-①② 令和6年度修正した要望

手話は、聴覚障害者の重要なコミュニケーション手段の一つであり、学校での手話を必要とする子供たち及びその家族等への支援は、重要であると認識しています。都立聴覚障害特別支援学校では、これまで式典や保護者会等に必要に応じて手話通訳を配置するなど対応してきましたが、手話言語条例の趣旨を踏まえ、一層の充実に努めてまいります。なお、特別支援学校の教職員については、いわゆる標準法に基づく都の教職員定数配当基準により適切に配置しています。引き続き、必要な定数措置を図ってまいります。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課、人事部人事計画課特別支援教育課、人事部人事計画課

##### 2-①②③ 令和6年度修正した要望

障害児通所支援事業所は、令和4年10月現在、都内に1,762か所（児童発達支援センター52か所、児童発達支援事業609か所、放課後等デイサービス事業1,101か所）が設置されており、これまで着実に整備が進んでいます。また、令和4年度からは、都型放課後等デイサービス事業を開始し、利用希望に応じて19時までサービス提供できる体制を確保すること等の基準を満たし、サービスの質の向上に取り組む事業者を支援しています。さらに、難聴児を早期に発見し、療育や教育など、切れ目のない支援につなげるため、令和4年度に医師、言語聴覚士のほか、療育施設や教育機関の関係者などで構成する協議会を設置し、関係機関の連携を強化するほか、難聴児と保護者に対する相談や適切な情報提供を行う中核的機能について具体的に検討を進めていきます。

<令和5年度予算措置額>都型放課後等デイサービス事業 330,450千円、聴覚障害児のための体制整備事業 35,373千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

# 障害種別重点要望

## 【肢体不自由特別支援学校】

### 1. 教育庁 ICT機器を活用した教育の充実

学校で習得したICT機器のスキルや学習内容を卒業後も維持向上するため、進路先との連携を図ることを求めます。卒業後の施設の支援員不足を解消し、将来の進路に対応できるような取り組みの推進をお願いします。また、オンライン授業の更なる充実と、学校と家庭が連携してその活用を広げられるよう、肢体不自由児におけるICT機器の活用に関する事例収集をお願いします。子供一人ひとりの学びの連続的な蓄積ができる体制づくりをお願いします。

### 2. 教育庁 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実

看護師の安定的な確保と、常勤看護師配置の定数を見直し、各学校での医療的ケア児童・生徒数に見合った常勤看護師の適正配置をお願いします。実施する医療的ケア項目の追加や医療的ケアの子供の数が年々増加していることもあって、常勤看護師の仕事量が過剰になっており、本来業務である自校校外学習等への積極的な対応が難しくなっているのが現状です。また、親の付き添いが必要な場合で、保護者代理人制度にて訪問看護師を利用した場合の費用助成の検討をお願いします。

### 3. 教育庁 学校卒業後における切れ目ない学びの充実について

医療的ケア等重度の障害があっても、肢体不自由児は12年間の学校への安定的な通学と学びの保障を受けていると実感しています。未就学から就学する際の切れ目ない支援と同様に、学校卒業後の切れ目ない学びを保障するため、肢体特別支援教育のプロである退職教職員等を活用した新たな人材配置等、支援体制の構築をお願いします。また、学校・福祉の連携強化の促進をさらにお願います。

### 4. 福祉局 短期入所施設の拡充、多様な障害児の受け入れ体制について

多様な障害児が入所できる施設を増やしたり、受け入れ体制を整えるために経済的支援の働きかけをしてください。

### 5. 福祉局 卒業後の進路

卒業後の進路先が不足している地域に対して施設の新設のための支援、医療的ケアが必要な生徒の受け入れ体制を整えられるような支援をお願いします。また、生活介護施設における生涯学習プログラムの実施とその内容充実のための人員配置、利用者の能力によっては、生産活動に従事する機会が提供されるとともに、社会参加を意識できる支援をお願いします。医療的ケア者、重症心身障害者が住み慣れた地域で親亡き後も安心して生活していけるよう、受け入れ可能なグループホームの新設・増設をお願いします。就労能力のある多くの肢体不自由者は、介助者の職場同行や通勤時のヘルパー利用、テレワーク時間内の居宅介護の利用が不可欠です。重度障害者等就労支援特別事業の実施を東京都から区市町村及び企業へ積極的な働きかけをお願いします。

### 6. 保健医療局 成人医療への移行について

相談窓口の設置、強化を行い、成人期を迎えても安心して暮らすための支援や体制作りをお願いします。

### 7. 都市整備局 鉄道駅のバリアフリー化

ホームドアの設置とあわせて、車両とホームの間が広く開いている箇所にも可動ステップの設置と、1ルート以上のエレベーター設置をお願いします。車いす利用者が円滑に移動できるよう整備をお願いします。

### 8. 産業労働局 就労に結びつく環境の整備

肢体不自由特別支援学校に在籍した生徒が、卒業後に就労する割合は大変少ない現状です。学校教育から引き続きの就労につながる職業訓練を受けられるよう、取り組みを進めてください。また、肢体不自由者が身に付けた技術をいかせる雇用の創出を促進することと併せて、企業側へ職場環境の整備の働きかけや、整備に係る助成等の情報提供の工夫を更に進めてください。

#### 令和5年度要望に対する東京都の回答

1. 令和6年度修正した要望/都ではデジタルサポーター（ICT支援員）の定期的な連絡会を設定するとともに、各学校においてデジタルサポーターとPT、OT等の外部専門家や自立活動担当教員が連携し、障害の状況に応じたICT機器の適切な利活用が進められるよう、支援しています。また、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知するとともに、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）や個別指導計画に基づき、保護者や家庭と連携したICT機器の活用を進めています。さらに、都では、都立学校ICTセンターを設置し、教員やデジタルサポーターからの問合せに対応するとともに、全校常駐配置したサポーターによるデジタル活用に関する教員向け研修を実施することで、教員の技術力向上を図り、教員が必要に応じて保護者に対する支援にも対応できる体制の構築を進めています。都では、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成、配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。また、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による規範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。今後は、教科学習や自立活動等の指導場面で効果的な活用が図られるよう研究・開発を進めていきます。<令和5年度予算指置額>デジタル機器を活用した教育の充実54,476千円<所管部課名>教育庁総務部教育政策課、指導部特別支援教育指導課

2. 令和6年度修正した要望/医療技術の進歩等に伴って、医療的ケア児の置かれている状況も変わってきていることから、医療的ケアに関する様々な課題について継続的に検討し、その充実を図るため、引き続き医療的ケア運営協議会を活用していきます。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

3. 令和6年度新しい要望

4. 令和6年度修正した要望/都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、障害者・障害児が身近な地域で短期入所を利用できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間で160名の定員増を目標として掲げ、整備を進めています。目標の達成に向けて、整備費の設置負担を軽減する特別助成のほか、国報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の家賃借上費等を助成する短期入所開設準備等補助事業を行っています。<令和5年度予算指置額>障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）、短期入所開設準備経費等補助事業4,800千円<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

5. 令和5年度同じ要望/都では、障害者が地域で安心して暮らせるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を進めています。令和5年度末の整備目標は、5,000人増とし、整備目標を達成するため、日中活動の場の整備に係る経費の一部補助を行っています。重症心身障害児（者）の通所施設については、令和4年4月1日時点では、89施設、定員883人分を確保しています。また、通所施設の設置を促進するため、通常は4分の3である補助率を8分の7とする特別助成を行うとともに、重症心身障害児（者）通所運営費補助事業により、区市町村に対し重点通所施設の運営費の補助を行っています。さらに、医療的ケア児の支援に関わる職員を育成するために、医療的ケア児支援者育成研修を実施し、人材育成にも努めています。今後も引き続き、重点通所施設の整備や人材育成を通じて、都として必要な支援を行っています。また、指定生活介護事業所における「生涯学習プログラムの実施」については、「創作的活動」の一環として実施することは可能と考えます。都としても事業者指定にあたっては、提出した事業計画書に記載されている内容について、実現可能な人員配置がなされているかどうか等について審査をするとともに、既存事業者に対しても、指導監督の機会等を通じて必要な指導を実施してまいります。重度障害者等の通所・職場等における支援については、地域の特性に応じて、区市町村が必要と認めるときに実施することができる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が令和2年10月から実施されており、都は国に対し、具体的な取組事例を収集・整理し、幅広く共有して取組が広がるようになるとともに、必要に応じて簡素化などの見直しを行うことなどを提案要求しています。また、全ての区市町村が事業の実施を検討できるよう、都としても、国が作成した要請やQ&A、事業の説明資料（解説動画）を区市町村に周知しているとともに、令和4年4月、区市町村による本事業の活用を促進するため、特別区障害福祉課長会及び東京都障害担当課長会にて、事業の説明・周知を改めて行っています。引き続き、本事業の活用を促進するための働きかけを行っています。<令和5年度予算指置額>障害者通所施設等整備費補助(3か年)1,017,200千円、障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課、福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

6. 令和5年度と同じ要望/都立病院は、各診療科が連携してさまざまな合併症や症状等に対応した治療を行うための診療支援機能、いわゆる総合診療基盤を活用して医療を提供しています。その中で、各都立病院に患者支援センターを設置し、患者や家族が抱える様々な悩みに対応できるように、初診から退院後の地域療養生活まで一貫して支援を行っています。特に同じキャンパスにある小児総合医療センター、多摩総合医療センター、神経病院では、移行支援委員会を隔月で開催し、病院内の情報共有や連携の強化策等について検討を行なっており、3病院が連携して総合的に診療ができるよう取り組んでいます。なお、東京都では、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組んでおり、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付等を開始しました。令和3年8月からは患者相談受付を開始するとともに、医療従事者等を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行っています。小児診療科と成人診療科間の連携支援、研修の実施などを通じて、移行期医療支援の充実を図ってまいります。<令和5年度予算指置額>移行期医療支援体制整備事業6,214千円<所管部課名>福祉保健局青少年社会対策部家庭支援課、福祉保健局都立病院支援部法人調整課

7. 令和6年度修正した要望/鉄道利用者の安全性確保のため、ホームドア整備を促進するには、鉄道事業者の積極的な取組が不可欠です。都は、事業者に対して整備を進めるよう積極的に働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、平成26年度から利用者10万人以上のJR及び私鉄駅を優先して、整備に対する補助を実施してまいりました。令和元年9月に、整備の更なる加速に向けて、駅周辺における特別支援学校などの立地状況などを考慮した「鉄道バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度からホームドアの整備において、利用者10万人未満の駅にも補助の拡大・充実を図ったところです。また、事業者による整備計画を都のホームページに公表しております。これにより、取組の見える化を図るとともに、事業者の取組を喚起しております。加えて、令和3年度、都は、鉄道事業者と（東京都におけるホームドア整備に関する検討会）を設置し、駅位置の異なる列車への各社の対応など、技術的な課題の解決に向けた取組事例の研究及び共有化を図っています。引き続き、鉄道事業者の積極的な取組を支援してまいります。<令和5年度予算指置額>ホームドア等整備促進事業608,873千円<所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課

8. 令和6年度修正した要望/東京都では、企業における障害者雇用を促進するために、新卒採用も対象とする「TOKYO障害者マッチング広場フェスタ」を今年度新たに開催しております。また、公益財団法人東京しごと財団で実施している「東京ジョブコーチ支援事業」は、企業において障害のある社員が職場に、適応できるようにするために必要な体制作りを行っています。さらに、同財団では、障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍することを目的とし、職場における日常的な支援を企業が自ら行えるよう、「職場内サポーター」を養成する事業を実施しております。引き続き、障害者雇用の拡大を支援してまいります。<令和5年度予算指置額>TOKYO障害者マッチング広場フェスタ158,163千円、東京ジョブコーチ支援事業212,304千円、職場内障害者サポーター事業72,667千円<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

## 【知的障害特別支援学校】

### 1. 児童・生徒の実態に応じた重度・重複学級の増設

児童・生徒の実態に応じた学級編制ができるよう複数の障害種別だけでなく、障害の重い児童・生徒も対象とするよう国の基準緩和への更なる働きかけをお願いするとともに、障害の程度や状況に合った重度・重複学級数の増設のための東京都独自の対策を早急をお願いいたします。

### 2. 教育施設の老朽化に伴う学習環境の整備

施設・設備の老朽化に伴う破損や不具合といった各学校からの要望に対し、防災・健康・安全面に配慮した教育環境実現のための国が定めた学校施設の基準に応じた整備をお願いいたします。

### 3. 児童・生徒の実態に合わせた教職員の配置

卒業後までも児童・生徒の教育を担う教職員の専門性の更なる向上のため、早急に現在の教職員定数配置の基準を見直し、教職員を増員していただきますようお願いいたします。

### 4. 安全・安心を守るスクールバス運行と乗車基準の緩和

児童・生徒が安心して乗車できるよう、スクールバス安全運行支援員の早急な確保と、学校と連携し、乗務員への研修・指導の徹底をお願いします。また、バス会社を選定する際に、乗務員の児童・生徒と接する資質についても条件に含めるよう検討してください。子供たちの安全を守る観点から、高等部でも希望する家庭が乗車できるよう、引き続きスクールバス利用への配慮をお願いいたします。

### 5. 緊急一時保護・短期入所の拡充

保護者や家族による日常の支援が緊急にできなくなった時のために、また自宅以外の環境で他者から支援を受け生活するという自立訓練のためにも、緊急一時保護や短期入所のできる施設の増設と、事業の更なる充実をお願いいたします。

### 6. 卒業後の通所福祉サービスの増設

知的障害特別支援学校の卒業生が、一人一人希望した場で日中を過ごしたり働いたりできる通所サービス（生活介護・自立訓練・就労移行継続支援等）の拡充や、施設の更なる増設をお願いいたします。

### 7. 卒業後の余暇活動の充実

卒業後も障害の程度に関わらず、充実した余暇を過ごせるよう、余暇活動支援事業の継続、事業所の終了時間の延長、更に放課後等デイサービスに類した卒後の事業支援について区市町村への働きかけをお願いします。

### 8. グループホームの増設

障害の程度や特性にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」による補助の継続・拡充と、都営住宅の積極的な活用をお願いします。また、入所者を支援する人材の確保・育成の支援も継続してください。

### 9. 知的障害者雇用の促進と拡大

様々な分野で知的障害者の雇用の機会が広がるよう、企業への指導と理解啓発、雇用促進への働きかけ、雇用機会の創出、定着支援の強化など、更なる支援をお願いいたします。

令和5年度要望に対する東京都の回答

1. 令和6年度修正した要望/重複重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。〈所管部課名〉教育庁都立学校教育部特別支援教育課
2. 令和6年度修正した要望/都では特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示した「特別支援学校施設整備標準」を策定し、特別支援学校の新築、改築、増築工事において適用をしています。既存の施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行った上で、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。また、緊急を要する修繕等については、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応しています。なお、施設・設備について、専門業者への委託により、消防設備・空調機・昇降機・受変電設備等の各種設備について定期的に点検を行うとともに、建物全体について建築基準法第12条で定める特殊建築物定期調査を3年に1回実施しており、点検において指摘された箇所等については、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の改修等に努めていきます。〈令和5年度予算措置額〉特別支援学校の改修費1,321,684千円〈所管部課名〉教育庁都立学校教育部特別支援教育課
3. 令和6年度修正した要望/特別支援学校の教職員については、いわゆる標準法に基づく都の教職員定数配当基準により適切に配置しています。教職員定数については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任が大きいとされており、都は国に対して、特別支援学校の教職員定数を増員するよう要望しています。なお、都立知的障害特別支援学校では、自立活動等の指導を充実し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、言語聴覚士や作業療法士等の外部専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。〈所管部課名〉教育庁人事課
4. 令和6年度修正した要望/バス事業者に対する研修については、スクールバスが運行開始する前の3月下旬に「乗務員の障害理解、対応等」に関して、また、運行を開始した5月上旬には、事例を用いて、事故防止に関する研修を実施いたしました。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。知的障害特別支援学校の高等部においては、一人通学を原則としています。また、重度・重複学級の生徒等一人通学が困難な生徒については、スクールバス乗車を認めることとしています。今後とも、一人通学の教育的効果を重視しながら、生徒一人一人の家庭の状況を把握しつつ、保護者の声を十分に聞き、通学方法を適切に判断してまいります。〈所管部課名〉教育庁都立学校教育部特別支援教育課
5. 令和5年度と同じ要望/都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、障害者・障害児が身近な地域で短期入所を利用できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間で160名の定員増を目標として掲げ、整備を促進しています。都内の短期入所の定員は、令和3年度末で、1,297名となり、令和3年度の1年間で、42名の増となっています。目標の達成に向けて、整備費の設置者負担を軽減する特別助成のほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の家賃借上げ費等を助成する短期入所開設準備補助事業を行っています。都は、新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行うとともに、医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に必要な医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受け入れを促進します。〈令和5年度予算措置額〉○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円(内訳) ○短期入所開設準備補助事業 4,800千円 ○障害者(児)ショートステイ事業(病床確保) 120,809千円 ○障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置) 173,565千円 ○障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援) 12,842千円 ○障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備補助) 105,750千円
6. 令和5年度と同じ要望/都は令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、日中活動の場である通所施設等について、5,000人分の定員を確保することを目標として定めております。引き続き、新たな3か年プランに基づき、知的障害特別支援学校の高等部においては、一人通学を原則としてまいります。〈令和5年度予算措置額〉○障害者通所施設等整備費補助(3か年) 1,017,200千円(内訳) ○障害者(児)施設整備費補助事業(障害者通所施設3か年) 432,971千円〈所管部課名〉福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
7. 令和5年度と同じ要望/都では、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う場の確保や活動を行う事業に対して、「東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業」において、「青年・成人期の余暇活動支援事業」として、補助を実施しております。また、余暇活動に対する支援としては、国の地域生活支援事業における「日中一時支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」を活用することも可能です。地域活動支援事業の実施に必要な費用については、都としても財政負担を担っておりますが、区市町村が当該事業を充実させるためには、国が十分な財政措置を行う必要がござります。引き続き、国へ要望してまいります。今後とも、説明会等を通じて多くの区市町村で取組が進むように働きかけていきます。〈令和5年度予算措置額〉○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円(内訳) ○所管部課名〉福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課
8. 令和6年度修正した要望/都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、グループホームの設置を促進しています。都内のグループホームの定員は、令和2年度末で、11,876名となり、平成30年度からの3年間で2,799名の増となっています。令和3年度から令和5年度までを対象年度とする、3か年プランにおいては、3年間で2,500名の定員増を目標として掲げ、目標の達成に向けて、引き続き、整備費の特別助成や都営住宅の減額貸付、都営住宅の活用、他の報酬に上乗せした運営費の補助や、グループホームを新設または増設した場合の家賃借上げ費等を助成するグループホーム開設準備補助事業を行っています。都用地については、福祉施設の整備を進めるための施策の一つとして、都営住宅の高層化など空いた用地を活用してグループホーム等の施設を整備する、「都営地活用による地域福祉インフラ整備事業」を実施しており、住宅政策本部などから事業用地の提供を受けつつ、各区市町村のニーズを踏まえながら実施しているところ。引き続き、関係部局及び区市町村と連携しながら事業を推進してまいります。また、サービス提供単位や運営規模が小さく、〇J Tが困難で、職員の確保に苦慮している障害者グループホームが多いことから、グループホーム事業者向けの研修を令和元年度から実施しており、令和3年度は、これら研修の規模を拡充するとともに、さらに、事故防止や危機管理のために管理者等のマネジメント層を対象に、新たに管理者研修を実施し、人材の育成を支援しています。〈令和5年度予算措置額〉○障害者通所施設等整備費補助(3か年) 1,017,200千円 ○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円(内訳) ○グループホーム従事者人材育成支援事業 37,290千円〈所管部課名〉福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課
9. 令和5年度と同じ要望/区市町村障害者就労支援センター等では、一般就労を希望する障害者に対し、就労支援や定着支援、職場開拓などの支援を行っています。区市町村障害者就労支援事業は区市町村が地域の実情に応じて、主体的に実施しており、都では、区市町村就労支援センターの人員配置等について、区市町村包括補助事業を通じて財政支援を行っています。あわせて、就労支援センター等の職員を対象とした研修を実施する等により、支援の質向上にも取り組んでいます。また、都庁管内で実施している「東京チャレンジオフィス」においては、企業就労を目指す知的障害者・精神障害者に対して、それぞれのニーズや適性に合った就労経験を積む機会を提供し、一般企業への就職の実現に取り組みしています。〈令和5年度予算措置額〉○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円(内訳) ○就労支援機関連携スキル向上事業 7,074千円 ○障害者就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修) 245千円 ○東京チャレンジオフィスの運営 77,931千円〈所管部課名〉福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

# 障害種別共通の要望

## 1. 教育庁への要望

### 個の実態に応じた重度・重複学級の増設

- ① 児童・生徒は増加しており、障害も多様化しています。個に応じた教育が受けられない状況が無いよう、実態に見合った重度・重複学級の増設をお願いいたします。

### 教科用図書配布の充実・改善

- ② 障害の多様化により、配布されても児童・生徒の実態に合わず、活用が難しい教科用図書が散見されます。今後導入が進むデジタル教科書と併せて、それぞれの児童生徒が活用できるものを検討してください。

### ICT機器を活用した教育の充実

- ③ 個に応じた学びの質の向上のためにも、障害のある児童・生徒のICT機器活用の好事例を検討してください。専門家と連携し、様々な障害特性に合わせたアプリなどの開発を進めてください。
- ④ 障害特性に合わせた多様なアプリやデジタル教科書などを、現場の教職員が実際に無理なく有効活用できるように、サポート体制の強化をお願いします。

### 専門スタッフの配置

- ⑤ 個に応じた教育（個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導・支援）実現のためには、障害の状況に適切に対応した指導・支援が欠かせません。障害種別にかかわらず、すべての児童・生徒が必要な指導が受けられるよう、外部専門家（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師等）の配置及び巡回指導を引き続き推進してください。
- ⑥ 特別支援学校の専門性やセンター的機能を発揮するためには、特別支援教育コーディネーターが果たす役割は大きく、今後さらに増大すると思われます。兼務の解消をするなど、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るために業務に専念できるようにご配慮ください。
- ⑦ 児童生徒の増加や障害の多様化により、抱える悩みや問題もやはり多様化しています。本人はもちろん、保護者への助言や福祉関係機関への連携、また教職員へも様々な助言ができる、スクールソーシャルワーカーの配置に関して、引き続き国に働きかけ

令和5年度要望に対する東京都の回答

#### 1 教育庁への要望

##### ①令和6年度修正した要望

重度・重複学級は、障害の程度・状況・状態等から総合的に判断して校長が申請する児童・生徒の数に基づき、必要な学級を編制しています。また、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、令和3年3月に作成した「特別支援学校の教育内容・方法の充実に向けて」では、複数の障害を併せ有する児童・生徒や障害が重い児童・生徒の指導内容・方法の改善・充実にに向けた研究成果をまとめ、都立特別支援学校に周知し、児童・生徒の実態に応じた指導の充実に図るよう指導・助言を行っています。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
指導部特別支援教育指導課

##### ②令和6年度修正した要望

使用する教科書について、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書及び都教育委員会が調査研究を行い採択した一般図書（学校教育法附則9条本）の中から、各学校が、児童・生徒の実態に応じて教科書を選定しています。全都立特別支援学校を対象とした教育課程編成・実施・管理説明会において、文部科学省著作教科書を原則使用することを周知するとともに、知的障害のある児童・生徒のための教科書を会場に展示し、改訂された教科書の内容について教員が理解を深めるようにしています。引き続き、年間指導計画に使用する教科書を明記させて、系統的な指導がなされるように周知していきます。また、デジタル機器等を活用し、個別最適な学びができるようになるための指導方法や活用方法の開発も進めていきます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

##### ③令和6年度修正した要望

##### ④令和6年度修正した要望

都では、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成・配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。加えて、情報教育ポータルサイト「とくきょうの情報教育」にICT機器やアプリ等を活用した指導事例を掲載し、教員が適切な事例を参考にできるように工夫するとともに、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。また、ICT機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーターを配置し、教員に対しては、サポーターによるデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施しています。さらに、各校のデジタルサポーターによる連絡会の実施やPT、OT等の外部専門家、自立活動担当教員との連携を強化することにより、デジタルサポーターが能力を最大限発揮できるように支援しています。

<令和5年度予算措置額>

デジタル機器を活用した教育の充実 54,476千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課  
総務部教育政策課

##### ⑤令和5年度と同じ要望

都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実に図るため、外部専門家を活用することは有効です。各特別支援学校において、幼児・児童・生徒の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施するため、専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、専門家との連携を適切に行うことで、専門家の積極的な活用を進めています。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### ⑥令和6年度修正した要望

都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の充実に図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。また、都立高等学校等の特別支援教育コーディネーター育成事業を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っています。教員の配置に当たっては、異動要綱に基づき、学校経営計画を踏まえた校長の人事構想に配慮し、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。

<所管部課名>教育庁人事部人事計画課・職員課  
指導部特別支援教育指導課

##### ⑦令和6年度修正した要望

スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始してきました。この間、国の補助率が2分の1から3分の1に変更となるなど、都の負担が増加しています。令和4年度においては、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施していきます。現状では、スクールカウンセラーの配置を特別支援学校へ拡充することは困難な状況ではありますが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけていきます。また、都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などが特に顕著な都立学校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請

ていただくとともに、国が動くまでの期間、都の事業として特別支援学校に対し、スクールソーシャルワーカーを日常的に配置してください。また、ユースソーシャルワーカーを含めて、障害児と特別支援教育に対する理解と専門性を持ち合わせた人材を登用してください。

## 教員の配置

- ⑧ 障害種別の特性に応じた高い専門性と資質を持った教員の採用と育成を今後も十分に行ってください。また、特別支援学校の独自性ではありますが、日常生活の指導において同性介助が必要になる機会があります。そのことにより、授業や作業を中断せざるを得なかったりすることもみられます。男女平等の理念はわかりますが、配置時の男女比にも配慮して採用してください。
- ⑨ 公立小中学校には既に配置されている支援員や補助員等を、特別支援学校にも配置してください。児童生徒の増加、障害特性の多様化、またICTを活用した授業等の複雑化などで、教員の負担は増すばかりです。教員の負担を軽減し、授業研究や児童生徒の指導・支援に専念できるようにしてください。

## 施設・設備の充実

- ⑩ 特別支援教育におけるセンター校として機能するため、また、他の障害種別の児童・生徒に対応するためにも、学校の施設・設備の見直しを積極的にしてください。バリアフリー法、建築物バリアフリー条例に照らし合わせた施設の充実にあたり、既存校についても大規模改修を待たずに必要性の高いものから施設整備・環境整備を行ってください。
- ⑪ 災害用備蓄品が実態に即した配備となっておりません。障害の状態に合った備蓄をお願いします。マンホールトイレなどの導入と併せて、それを使うのが難しい児童生徒のための簡易トイレなども配備するなど細やかな見直しをお願いします。

## 通学に関する充実（スクールバスの効率的活用）

- ⑫ 知的障害特別支援学校の大型バスについては、添乗員の複数配置の配慮をいただき感謝しております。今後も障害種や車両サイズに拘わらず、児童・生徒の実態に応じた添乗員の配置、確保をお願いします。また、子どもたちが安心して乗車できるよう、引き続き乗務員への研修・指導も徹底してください。
- ⑬ 知的障害特別支援学校の児童生徒数は年々増加しており、人数に見合ったバスの台数が新学期のスタート時に揃わない事態が起こっています。足りない台

があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援していきます。  
<令和5年度予算措置額>  
スクールカウンセラー 4,891,286千円  
ユースソーシャルワーカー 468,754千円  
<所管部課名>教育庁指導部指導企画課  
地域教育支援部生涯学習課

⑧令和5年度と同じ要望  
教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後とも、柔軟な対応を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。  
<所管部課名>教育庁人事部選考課・職員課

⑨令和6年度新しい要望

⑩令和5年度と同じ要望  
都立特別支援学校の施設整備に際しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（バリアフリー条例）に基づき整備を行っています。  
<令和5年度予算措置額>特別支援学校の造改修 1,321,684千円  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑪令和6年度修正した要望  
東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校が福祉避難所や災害時帰宅支援ステーションとなる場合に備え、改築や大規模改修の際にマンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑫令和5年度と同じ要望  
バス事業者に対する研修については、スクールバスが運行開始する前の3月下旬に「乗務員の障害理解、対応等」に関して、また、運行を開始した5月上旬には、事例を用いて、事故防止に関する研修を実施いたしました。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定的なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。知的障害特別支援学校の高等部においては、一人通学を原則としていますが、重度・重複学級の生徒等で一人通学が困難な生徒については、スクールバス乗車を認めることとしています。今後も、一人通学の教育的効果を重視しながら、生徒一人一人の家庭の状況を把握しつつ、保護者の声を十分に聞き、通学方法を適切に判断してまいります。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑬令和6年度新しい要望

数での登下校は、乗車人数が多すぎて、バス内でのトラブルが増え、学校生活にも支障をきたします。このような事態にならないよう、バスの配車は必ず新学期に間に合うようにしてください。

## 通級指導学級の設置

- ⑭ 都立特別支援学校のセンター的機能による、都立高校の通級指導の支援に際しては、在校生にしわ寄せが来ないよう、人的、予算的支援など、十分な配慮をしてください。対象となる生徒の増加も見込まれます。教職員の配置基準も含め、検討してください。

## 就労支援の充実

- ⑮ 就労支援を技術や能力、就業先の開拓にとどまるのではなく、人間性や規範、アサーティブな考え方など、心の教育にも力を注いでください。また、道徳教育など教育委員会から回答いただいた内容が、現場で実行されるよう徹底をお願いします。

## 教育庁と福祉保健局・産業労働局が連携した就労支援

- ⑯ 卒業後、職場に定着できるように、特別支援学校でも3年程度のフォローアップをしてくださっていますが、母校の支援を適切に受けられずに離職してしまう卒業生もおります。地域の就労支援機関に加え、都立特別支援学校の卒業生が、母校以外にも相談できる就労の相談機関の必要性を強く感じます。社会生活上の悩みを解決できると考えますので、ぜひ、教育庁と福祉保健局・産業労働局とが連携した就労支援の仕組みを作ってください。

## 教育内容・個別の支援計画の充実

- ⑰ 幼児・児童・生徒一人一人の実態に応じた教育内容の充実と、学齢期から卒業後までのスムーズな移行を図るためにも、学校および関係各機関との連携した個別の教育支援計画の作成と活用は重要です。更なる内容の充実などで、着実に連携が進むような働きかけをお願いします。

## 地域生活の基盤整備の充実

- ⑱ 文部科学省・厚生労働省を主管に、公立小中学校で実施されている、「放課後子どもプラン」等への障害児者の受け入れは進んでいません。障害児受け入れのための補助金で、人材を適切に配置し、受け入れの促進につなげるよう促してください。また障害に配慮されたプログラム開発等、自治体への働きかけをお願いします。

### ⑭令和5年度修正した要望

都立高校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）では、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。都立高校における通級による指導を充実させていくためには、学校全体で発達障害教育を推進できる体制づくりや、都立高校における通級による指導を支援する仕組みづくりが必要です。そのため、令和4年度から、各都立高校等が発達障害教育を進める際に、専門的な知識やノウハウを有する都立特別支援学校と連携して対応できる仕組みを構築します。全校の拠点となる都立特別支援学校に、高い専門性と経験等を有する教員を配置するなどにより、各特別支援学校によるセンター的機能が適切に実施されるよう取り組んでいきます。教職員については、いわゆる標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。

### <令和5年度予算措置額>

高等学校における通級による指導の実施 368,832千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
人事部人事計画課

### ⑮令和6年度修正した要望

都教育委員会では、全都立特別支援学校にキャリア教育の全体計画の作成を求め、児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を重視したキャリア教育の充実に向けた支援を行っています。各都立特別支援学校では、この全体計画を踏まえながら、個別指導計画に基づき、幼児・児童・生徒一人一人の「できること」を生かした指導を行っています。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

### ⑯令和6年度修正した要望

都立特別支援学校では、一人一人の生徒の卒業後の支援や役割を明確にするツールとして「個別移行支援計画」を作成し、関係する福祉・労働・医療等との連携を進めております。また、都教育委員会では、障害者雇用の経験者や福祉関係者、学識経験者などを「就労支援アドバイザー」として委嘱し、各校へ就労定着支援に関する助言を行うことで、専門性の向上を図っております。

### <令和5年度予算措置額>

特別支援学校における就労支援 77,782千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

区市町村障害者就労支援センターのほか、障害者就業・生活支援センターでも、離職した又は離職のおそれのある障害者、定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行っています。支援の対象者には、特別支援学校の卒業生も含まれます。

### <令和5年度予算措置額>

障害者就業・生活支援センター事業 40,992千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

都では、障害者の雇用上の配慮事項等を紹介した「障害者雇用促進ハンドブック」を毎年度作成して、企業や就労支援機関、ハローワーク等に広く配布し、周知・啓発を図っています。また、平成20年度より、教育庁・福祉保健局・産業労働局が連携し、企業向けの障害者雇用普及啓発セミナーを開催しています。加えて、「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」として、障害者雇用の特色のある優れた取組を行う企業を顕彰し、その努力と功績を讃えるとともに、工夫に富んだ様々な取組を事例集にまとめ、配布及びHPにて公開して、広く発信しているところです。さらに、企業と障害者の方のマッチングの場として、令和4年度より「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」を開催いたします。今後とも、企業の障害者雇用の促進に努めてまいります。

### <令和5年度予算措置額>

重度障害者等の雇用対策 2,934千円

企業に対する障害者雇用普及啓発事業 31,775千円

TOKYO障害者マッチング応援フェスタ 158,163千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

### ⑰令和6年度修正した要望

区市町村教育委員会の就学相談担当者を対象とした説明会や、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会などを通して、難病や慢性疾患等の児童・生徒を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた支援の目標や手だてを記載した学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成して、適切な指導や必要な支援を行うことの重要性を周知しています。今後も、これら説明会及び連絡協議会等により、各区市町村教育委員会に周知していきます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

### ⑱令和6年度修正した要望

放課後子供教室は、放課後等の学校の余剰教室等を活用し、地域の人々の協力により、子供たちに様々な体験活動等の機会を提供する取組です。全ての子供を対象として、特別支援学級の子供や発達障害の子供等も受け入れており、障害の有無にかかわらず放課後子供教室に参加できる体制を整えるため、都教育委員会は、障害を有する子供や特別な配慮を要する子供たちに対応する人材を配置するための人件費の補助を行っています。また、障害のある子供の受入を促進するため、補助金を通じた財政的支援のほか、各自治体の放課後子供教室所管課の担当者及び教室運営スタッフ等を対象として、障害理解等をテーマとする研修を実施して、区市町村の取組を支援しています。

<令和5年度予算措置額>放課後子供教室 2,774,072千円

<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

- ①⑨ 副籍、特に直接交流の実施状況は、障害特性や学年が上がるにつれ、減少傾向です。交流の好事例を共有したり、オンラインの併用等も自治体に働きかけてください。また学校間交流なども、特定の学校だけでなく、隣接区など様々な学校が特別支援学校と在籍する子どもたちを知る機会につなげてください。

## G P S 付き端末の配布

- ②⑩ 障害のある児童生徒は迷子になったりトラブルに巻き込まれる可能性が健常児と比べて高く、警察や学校からG P S 付き端末を身につけるように言われます。また一人通学を始めると、その所在を保護者や支援者が正確に把握することができません。品川区など一部の自治体では、希望する区内在住児童に支給されています。万一の時には本人がS O S を発信することができるようなツールを、希望者に配布してください。

## 異なる障害種別の併置・併設校の条件整備を

- ①⑪ 異なる障害種を併置・併設する特別支援学校において、養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員は、業務量から考え、児童・生徒数や学級数に応じた人員配置をしてください。副校長・主幹教諭の人員配置についても、学校規模や学校の形態、状況に即した人数とし、定数の見直しなども含め、円滑な業務が行えるようにしてください。

## 特別支援教育の生涯学習化

- ②⑫ 文部科学省は、「特別支援教育の生涯学習化」を掲げ、平成29年度から障害者学習支援室を設置し、その普及に努めています。東京都においても、障害のある人が、学校卒業後も学び続けることができるよう、学ぶ機会の充実と周知をお願いします。また学びを支援する人の育成にも力を入れてください。

## 不審者対策

- ③⑬ 都立特別支援学校は全て機械警備となりました。しかし、学校によっては不審者などの侵入を発見できない構造の校舎もあります。近年障害者を狙った犯罪等もあり、不安を感じます。施設改修による死角の解消、学童擁護員・ボランティアの活用など、それぞれの学校の事情に応じた不審者対策の一層の強化をお願いします。

子供・子育て支援交付金（障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業）では、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する場合や、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕を行う場合に、必要な費用の補助（障害児受入促進事業）を行っており、令和4年度からは、障害児受入強化推進事業において、新たに医療的ケア児に対する看護職員等の送迎支援を補助対象としています。また、都では、医療的ケア児や重症心身障害児等の受入れを行う場合に、独自に国庫補助（障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業）に加算を行うなど支援の充実を図っており、引き続き区市町村を支援していきます。

<令和5年度予算措置額>

学童クラブ事業費補助7,402,122千円

<所管部課名>福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

④⑭ 令和6年度修正した要望

都教育委員会は、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を作成し、在籍する特別支援学校や地域指定校である小・中学校に求められる役割や、保護者又は保護者に代わるボランティア等による付き添いの意義と必要性、交流活動の実践事例等を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。さらに、都教育委員会は、特別支援学校の教員が交流の前に小・中学校に Outreach、交流する児童・生徒の得意なことや配慮が必要なことなどを伝える「理解推進授業」の推進を図っています。コロナ禍においては、感染症対策に配慮した新たな交流の工夫として、オンラインで挨拶を交わしたり意見交換をしたりする取組が試行されており、このことについて各特別支援学校に周知しています。今後は、今年度実施した保護者等を対象とした調査結果を踏まえ、現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。

<令和5年度予算措置額>副籍に関する資料2,000千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

⑤⑮ 令和6年度新しい要望

⑥⑯ 令和5年度と同じ要望

教職員については、いわゆる標準法に基づく都の配置基準により配置しています。異なる障害教育部門を併置する学校についても、学校の形態、状況等に応じて適切に教職員を配置しています。なお、都は国に対して、特別支援学校の養護教諭や副校長、事務職員等について、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うよう提案要求をしています。

<所管部課名>教育庁人事部門人事計画課、総務部総務課

⑦⑰ 令和6年度修正した要望

都教育委員会では、障害のある方への生涯学習に関する取組として、都立特別支援学校における公開「障害者本人講座」及び「ボランティア養成講座」を実施しています。東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）の中でも、共生社会の実現に向けて、これらの公開講座を継続する必要があると位置付けており、引き続き実施していきます。

<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

⑧⑱ 令和6年度修正した要望

特別支援学校における不審者対策については、機械警備による防犯カメラの設置や非常通報装置の設置などの対策を講じています。各学校の不審者対策につきましては、学校危機管理マニュアル等に基づき、適切に実施してまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

## 2 福祉局への要望

### 放課後活動の充実

- ① 学齢期の障害児にとって、放課後活動はなくてはならない存在です。施設は増加傾向にありますが、小規模で運営する心身障害児・者通所訓練施設・地域デイグループ事業施設などの継続発展のための移行支援をしてください。また、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童の受入れ拡充をお願いします。
- ② 放課後等デイサービスの充実によって、学齢期の障害児の下校後の時間の過ごし方は大きく変わり、また保護者は就労も可能となりました。しかし卒業後、福祉就労をすると、学齢期のような余暇支援はなくなり、家庭と事業所の往復のみとなるだけでなく、早い時間の帰宅となるために、保護者は転職または離職をせざるを得なくなります。放課後等デイサービスに類した卒業後の事業支援について、区市町村への働きかけと支援をお願いします。

### 障害者自立支援法について

- ③ 区市町村の経済力の差が、サービスや利用者負担の地域間格差を大きくしています。地域間格差を解消するとともに、利用者サービスの向上をさらに図るよう指導及び補助金の増額をしてください。
- ④ 行政サービス手続きの簡素化、充実を今後も推し進めてください。
  - ◎緊急一時等、行政サービスは民間に比べ利用しにくいので、手続き等の簡素化をお願いします。
  - ◎緊急一時保護や学童保育の充実を引き続きお願いします。
  - ◎通学に移動支援を使えるよう条件緩和と導入地域の拡大を働きかけてください。

### 地域生活を充実させるための支援体制確立

- ⑤ 居住地域での生活支援のために、社会教育の充実や指導者の配置、障害者や病弱者に生涯にわたるアドバイスができる支援機関等は、区市町村によってかなり格差が出ています。具体的な事例などを公表し、共有することで都として格差が広がらないような積極的な指導をしてください。
- ⑥ 自立支援法により事業体系が大きく変更されましたが、新事業体系のみでなく補助金等の充実を引き続きお願いします。
- ⑦ 福祉施設職員の処遇を改善してください。現在の給与水準では経験豊富な職員や男性職員が定着するのは厳しい状況です。また新たな求人をして、応募

福祉局

#### ①令和5年度と同じ要望

放課後等デイサービスの都内事業所数は、平成24年4月の119か所から、令和5年1月時点で1122か所まで増加しており、各地域において設置が進んでいるところです。都は、報酬単価の設定に当たっては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善することなどを国へ提案要求しています。また、重症心身障害児以外を対象とする事業所においても、医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう必要な支援策を講じることなど、引き続き国へ提案要求しています。さらに、令和4年度から、支援の質向上に取り組む放課後等デイサービス事業所に対し、補助を行うための予算を措置しています。

<令和5年度予算措置額>

都型放課後等デイサービス事業 330,450千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### ②令和6年度新規要望

#### ③令和5年度と同じ要望

都は、総合支援法第2条2項に基づき、区市町村が行う自立支援給付支給事務等が適正かつ円滑に行われよう、区市町村に対して助言を行うとともに、各区市町村の取組みについて情報提供しております。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### ④令和5年度と同じ要望

学童クラブについては、令和4年度から、区市町村が地域の実情を踏まえ策定した「学童クラブ待機児童対策計画」に基づき実施する施設整備や多様な取組を支援しています。移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村において実施内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っており、区市町村の財政力により格差が生じないように、十分な財政措置について、国に提案要求しており、引き続き国へ働きかけていきます。

<令和5年度予算措置額>

学童クラブ整備費補助 414,936千円

子供家庭支援区市町村包括補助事業 5,994,000千円(内数)

<所管部課名>福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### ⑤令和5年度と同じ要望

これまで都は、主任相談支援専門員の主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進や機能強化を図るため、「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」や「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を区市町村に周知してきました。また、基幹相談支援センター未設置の区市町村への設置を促すだけでなく、既に設置されている基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化を支援することも必要であるため、令和4年度は、区市町村に対して都内基幹相談支援センターの設置・運営状況等の事例紹介も行って、広域的に支援する立場から、基幹相談支援センターの設置・運営等の重層的な相談支援体制の整備を支援しています。引き続き、相談支援体制の充実にも努めていきます。

<令和5年度予算措置額>

東京都障害者相談支援体制整備事業 23,260千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### ⑥令和5年度と同じ要望

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者(児)、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示するとともに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じよう、国に提案要求しています。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### ⑦令和6年度修正した要望

都は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを目的とした「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付しました。令和4年10月以降については、障害福祉サービス等報酬改定が行われ、同様の目的として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されております。都は「福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」により、同加算の取得促進を図り、福祉・介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行っております。

<令和5年度予算措置額>

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業 22,239千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

につながりません。利益を生み出す施設ではないことをご理解いただき、施設就労者への支援等、処遇改善をお願いします。

## 経済的給付の再考

- ⑧ 住まい・日常生活の場等地域生活基盤の整備は大変ありがたく感謝しておりますが、各種手当での所得制限の緩和や見直し等、必要な物品に対する経済的給付も再考ください。

## 通所・入所・体験寮等各施設の確保・充実

- ⑨ 東京都障害者福祉計画のもとに様々な整備に取り組んでいただいておりますが、さらに以下の点の促進をしてください。
- ◎通所施設の増設（通所更生施設も含めて）
  - ◎重度・重複者向け入所施設の確保
  - ◎中・重度・重複障害者が利用可能な生活寮
  - ◎医療的ケアを必要とする障害児・者の通所施設
  - ◎学校を卒業後の余暇活動の場

## 3. 保健医療局への要望

### 医療スタッフの養成と増員

- ① 医療スタッフ、特に看護師不足が深刻なため、医療行為が必要な重度心身障害児・者のショートステイなどが難しいまたは出来ない現状となっています。看護師の育成と合わせて、看護師が育児休職等から復帰しやすい環境整備、施設に対しての配置加算など更なる支援の充実をお願いします。

### 居住地での医療の保障

- ② 住み慣れた居住地において、種別に拘らず障害理解のある地域医療の充実と、専門性の高い医療機関の確保をお願いします。
- ③ 小児神経科医の育成と配置を奨励していただくとともに、小児総合医療センターにおいて、多様な障害に対応できるようにしてください。また、小児対象年齢を超えた移行期医療についても継続して連携を行ってください。

#### ⑧令和5年度と同じ要望

所得保障は、基本的に国の役割と考えており、都は、年金、手当を一層充実すべきと、他の自治体と連携し、国に要望しております。都としては、グループホームなどの地域居住の場や通所施設などの日中活動の場を重点的に整備するなど、障害者が地域で安心して暮らせるためのサービス基盤の整備を促進してまいります。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### ⑨令和6年度修正した要望

都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、生活介護を含む日中活動の場やグループホーム等の整備を促進しています。通所施設等については、令和5年度末までに5,000人増を整備目標とし、特に利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応する施設整備などには、事業者が施設整備を行う場合、令和2年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施します。グループホームについては、令和5年度末までに2,500人増を整備目標とし、令和3年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施します。また、利用者の重度化・高齢化に対応する設備等の整備に対する加算を実施し、補助基準額を引き上げています。入所施設については、地域生活についての相談や体験機会・場の提供、緊急時の受入れなどの機能を有する地域生活支援拠点等について、各市区町村に少なくとも一つ整備することを目標に掲げている。整備に要する経費については、国庫補助も活用しながら、都は補助を実施しています。しかし、この施設整備に関する国の予算については、近年厳しい状況が続いています。このため、都は国に対し「障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、人口規模や地域の整備状況等を勘案して国庫補助制度にすること」を訴えているところです。障害者施設の整備に必要な財源を確保するよう、引き続き国に提案要求しています。

<令和5年度予算措置額>

障害者（児）施設整備費補助（障害者通所施設3か年）432,971千円、

障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,017,200千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### 保健医療局

#### ①令和5年度と同じ要望

重度心身障害児・者を受け入れる短期入所事業者に対しては、受入れに従事する看護師を配置した際に受入促進員として都独自の加算を行い支援を行っております。令和5年度からは、看護師に加えて福祉職員を配置した場合の福祉職加算を新設します。今後も、重度心身障害児・者の受入れ先の拡充に努めてまいります。

<令和5年度予算措置額>

障害児（者）ショートステイ事業（受入促進員配置）173,565千円  
<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### ②令和6年度修正した要望

「東京都地域医療構想」では、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げており、引き続き、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実を図ってまいります。また、都では、在宅重症心身障害児（者）等に対応できる訪問看護ステーションの拡充を図るため、重症心身障害児等在宅療育支援事業において、訪問看護師等育成研修を実施するほか、訪問看護ステーションに対して、同行訪問等の研修や、運営相談等を行う事業を実施しています。

<令和5年度予算措置額>障害児（者）ショートステイ事業（受入促進員配置）173,565千円、

<所管部課名>福祉保健局医療政策部医療政策課、福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### ③令和5年度と同じ要望

都立病院では、専門医を育成するための研修制度として「東京医師アカデミー」を運営しており、小児神経科に対応できる医師の育成に努めています。また、都立病院では、一般の医療機関では対応が困難な障害者との合併症医療や歯科医療等の障害者医療を「行政的医療」と位置づけ、提供しています。今後も、障害者医療を重点医療としている大病院や、小児医療の拠点となる小児総合医療センター等において、障害者医療に適切に対応してまいります。移行期医療についても、多摩メディカル・キャンパス内での連携をはじめ、都立病院間やその他の医療機関と密接な連携を行いながら治療にあたります。また、都は、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組んでおり、小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関や患者からの相談受付等を実施するとともに、医療従事者を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行っております。

<令和5年度予算措置額>

移行期医療支援体制整備事業6,214千円

<所管部課名>福祉保健局少子社会対策部家庭支援課  
福祉保健局都立病院支援部法人調整課

## 4. 産業労働局への要望

産業労働局

### 障害者雇用の促進・拡大

- ① 障害状況の実態とニーズに応じた雇用促進のために、採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき、今後の雇用促進につながるよう取り組みをお願いします。
- ② 学校と連携した、企業への啓発、障害者雇用企業への助成内容の充実、障害者を雇用するNPO法人や個人事業主への助成拡大、雇用率達成の徹底の、働きかけをお願いします。
- ③ 公的機関での積極的な雇用の推進を指導し、現場実習等の受け入れ先の拡大に力を注いでください。また、障害の特性はさまざまで、一般的な就業形態は難しい方のためにも、柔軟な働き方が選択できるように、企業への働きかけをお願いします。

①②③令和5年度と同じ要望

東京都では、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。また、東京しごと財団を通じて、初めて障害者の雇用を行う企業の人事労務担当者向けに、障害者雇用に必要な知識・情報・ノウハウを学んでいただく「障害者雇用実務講座」や、障害者雇用に関する好事例等の情報提供を行う「企業向けセミナー」、「職場体験実習」等の事業を実施しております。今後とも、企業の障害者雇用の促進に努めてまいります。

<令和5年度予算措置額>

重度障害者等の雇用対策 2,934千円  
障害者雇用就業総合推進事業 169,312千円  
<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

## 5. 建設局ほかへの要望

建設局

### バリアフリー化の更なる促進

- ① バリアフリー法の施行に伴い、よりよい環境整備作りをしていただきありがとうございます。障害の種類により、求めるものが異なっています。障害のある当事者からの聞き取りをしながら反映できるように、当事者の意見を取り入れてバリアフリー化の更なる促進をお願いします。
- ② バリアフリー化が進んでも、心ない放置自転車や違法出店、違法駐車等は減る気配がなく、一部締め出された車両等が新たな危険を生み出しています。警察等の取り締まりだけでなく、都、区市町村も連携した緊急の取締りと、長期的な対策をお願いします。

①令和5年度と同じ要望

バリアフリー法において、区市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（マスタープラン）及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされています。マスタープラン又は基本構想を作成する場合には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされており、当事者の参加によって誰もが暮らしやすいまちづくりにつながることが期待されます。都は、区市町村に対する計画策定経費補助などの支援により、区市町村によるバリアフリー基本構想等のさらなる計画策定を促してまいります。

<令和5年度予算措置額>

バリアフリー基本構想等作成費補助 9,700千円  
<所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課

東京2020大会の競技会場となった都立施設では、アクセシビリティワークショップによって障害等の当事者や学識経験者から意見を聴きながら、バリアフリー設備等の環境整備を実施しました。都は、地域福祉推進区市町村包括補助事業によりバリアフリー改修の際には、住民点検を前提とすることを求めている、今後も様々な地域で当事者参画の機会が増えるよう、区市町村等へ働きかけていきます。

<所管部課名>福祉保健局生活福祉部計画課

②令和5年度と同じ要望

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者や商工関係団体等と相互に連携・協力した取組として、毎年10月下旬に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。キャンペーンの実施期間には、駅構内などのポスターの掲示やWebを活用した広報活動のほか、駅頭でのリーフレットの配布による普及活動を行い、都民に対し、駐車ルールの浸透を図っています。今後とも関係機関と連携協力し、放置自転車を減少させる取組を推進してまいります。

<令和5年度予算措置額> 放置自転車対策 12,157千円

<所管部課名>生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課

バリアフリーの通行環境を阻害する放置自転車・違法出店・違法駐車の対策については、引き続き、違法行為に対する取締りを行うほか、関係機関と連携しながら各種対策を推進してまいります。

<所管部課名>警視庁交通部交通規制課、駐車対策課

## 6. 総務局への要望

総務局

### 防災・福祉避難所の整備

- ① 福祉避難所を必要とする障害児・者の特性はさまざまです。いざという時に躊躇なく利用できるようにスペースの確保や、合理的配慮に基づく支援体制の整備をお願いします。
- ② 発災時において、通学区域が広いため引き取りが困難になる可能性もあります。また、兄弟などが他学校へ在籍している家庭の場合、都立学校にも区市町村の福祉避難所の情報が確実に届くよう、行政内でのシステム構築をお願いします。

①令和6年度修正した要望

②令和5年度と同じ要望

都は、区市町村が地域の実情に応じて避難所運営の備えができるよう、「東京都避難所管理運営の指針」を作成し、区市町村における避難所マニュアルの作成、避難所の確保や指定、円滑な避難所運営の取組を支援しています。本指針では、避難生活に配慮を要する方への対応として、例えば、一般の避難所において、特別に配慮を必要とする方にも対応できる居場所として福祉避難スペースを設置することなども示しており、区市町村が各避難所を新規指定、廃止、変更する場合には、災害対策基本法に基づき、都へ通知することとしています。また、発災時において、「東京都地域防災計画」では、区市町村は福祉避難所も含めて避難所を開設した場合は、場所や配慮を要する避難者の状況などを東京都や警視庁、消防署等の関係機関に連絡することとされており、都は、その後の支援に資するための情報把握を行うとともに、都立施設についても、状況に応じて地域の福祉避難所としての役割を果たせるよう連絡調整を行っています。区市町村ではこうした事項を踏まえて、実際の避難所運営を行っているところであり、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援していきます。なお、福祉保健局では、関係部署が収集した福祉避難所の情報を教育庁に提供することとしています。

<所管部課名>福祉保健局総務部総務課

福祉保健局少子社会対策部計画課

# 各障害種別の要望

## 【盲学校】

### 教育庁

#### 就学奨励費について

就学奨励費を毎年支給していただき、ありがとうございます。引き続き学校経費・就学奨励費の堅持をお願いします。

(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

#### 情報保障の環境整備について

##### ①GIGAスクール構想に伴うタブレット活用について

現状、本校では弱視の子どもたちが授業の一部でタブレットを利用する等かなり限定的な活用方法となっています。弱視の子どもたちのタブレット活用方法、及び全盲や障害に応じた子どもたちへの教育を拡充すべく、タブレット端末から連携可能な音声読み上げソフト、音声点字携帯情報端末（ブレイルセンスなど）の導入など、国や都や区が一丸となり推進いただきますよう、継続してお願いいたします。

(葛飾盲・文京盲・久我山青光・八王子盲)

##### ②教科書について

点字使用者には点字版教科書が配布されていますが、晴眼である保護者が点字版教科書を見ながら家庭学習に付き添うことは困難であり、墨字版教科書を個人的に購入している保護者が少なくありません。点字版教科書を使用している児童生徒の保護者用に、墨字版教科書を、希望に応じて配布できるようお願いします。

(八王子盲)

#### 学校設備整備・更新について

##### ①寄宿舎の全面改築・改修について

本校の寄宿舎は開舎から35年目を迎えました。この間施設の老朽化が進み、昨年度は浴室やシロアリ被害による浴室棚等の改修工事を行っていただきました。必要な修繕について都度要望し、対応していただいておりますが、昨年度は受水槽にひびが入るなど、老朽化による施設・設備面での不安が絶えません。使用できない太陽光温水器が長年放置されているなど、舎生の生活への重大な支障が懸念されております。太陽光発電などSDGsを取り入れ、災害時には障害のある方々のための緊急避難場所としても対応できる安全安心な寄宿舎の全面改築・改修をお願いします。

(葛飾盲)

##### ②だれでもトイレの設置について

久我山青光学園には視覚障害だけでなく多様な障害を抱える幼児・児童・生徒と車イス利用者も在籍しています。車イス利用等を含むすべての人が安全で快適に使用できる「だれでもトイレ」の設置をお願いします。昨今問題となっているジェンダーレスもふまえて障害差別・性差別解消を身近なものとし、来校者も含め個々の状況に合わせた利用が出来ることを望みます。現状のトイレを大規模に改修し、必要な設備の設置を引き続き要望します。

(久我山青光)

##### ③GPS機能付き端末の支給について

品川区のように一部の区では、区内在住の児童にGPS機能付き端末が支給されています。本校を含め全盲や弱視等視覚に障害のある一人通学をする児童・生徒の登下校時等の所在地を保護者や学校関係者が正確に把握することは重要です。また児童・生徒にとっても万一の場合にSOSを発信するツールを常に携帯しておくのは健常児以上に必須であり、GPS機能付き端末の支給をお願いいたします。

(葛飾盲)

#### 教職員等の配置について

##### ①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について

盲学校には全盲・弱視・中途視覚障害など様々な状況の児童・生徒が在籍しています。見えない・見えづらい中で、現状・将来への不安、悩みや課題も多様であり心のケアを必要とする児童・生徒や教職員は少なくありません。一部の特別

令和5年度要望に対する東京都の回答

東京都教育庁

令和5年度と同じ要望

学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### ①令和6年度修正した要望

都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和2年度に、特別支援学校小学部・中学部における一人1台端末や入出力支援装置の整備を行いました。また、令和3年度には、主に盲学校を中心に入出力支援装置等の整備を行いました。音声読み上げソフトやその他の端末等の増設については、必要性を踏まえて検討していきます。

<所管部課名>総務部教育政策課

##### ②令和6年度新たな要望

##### ①令和6年度修正した要望

葛飾盲学校の寄宿舎については、今年度、浴室や脱衣所、トイレ、洗濯室、建具等の改修工事を全面的に実施しています。今後とも、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に工事を実施してまいります。

<令和5年度予算措置額>

特別支援学校の造改修1,321,684千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### ②令和6年度修正した要望

施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行ったうえで、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。今後、施設・設備において故障や不具合等が生じた場合には、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応してまいります。

<令和5年度予算措置額>

特別支援学校の造改修1,321,684千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### ③令和6年度新たな要望

##### ①令和6年度修正した要望

スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始してきました。この間、国の補助率が2分の1から3分の1に変更となるなど、都の負担が増加しています。令和4年度においては、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施しています。現状では、特別支援学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡充することは困難な状況ですが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけます。都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などが特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援していきます。

<令和5年度予算措置額>

スクールカウンセラー 4,891,286千円

ユースソーシャルワーカー 468,754千円

<所管部課名>教育庁指導部指導企画課

地域教育支援部生涯学習課

支援学校ではスクールカウンセラー配置のモデル事業を実施されているものの、盲学校は対象に入っておりません。ぜひ事業対象を拡大していただき、視覚障害に精通したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカーの配置を早急をお願いします。

(葛飾盲・八王子盲・久我山青光・文京盲)

### ② 寄宿舎指導員の増員及び適用について

今年度も昨年度に引き続き「寄宿舎指導員の新規採用試験」を行っていただきありがとうございます。今後も継続して実施いただけるようお願いします。盲学校の学区は全都であり、視覚障害のある児童・生徒の通学保障、学習保障、自立を促す観点から寄宿舎は必要不可欠です。指導員の配置は現状、基準を満たしているものの、希望泊数は利用できず、また指導員の世代交代も進んでおりません。舎生の障害の重度化や重複化が進み、夜間対応が必要な児童・生徒も多く入舎しています。指導員の世代交代を見据えた配置の検討をお願いします。

(葛飾盲・久我山青光・文京盲・八王子盲)

### ③ 視覚障害担当教員の育成について

視覚障害担当教員の育成をお願いします。視覚に障害のある幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、視覚障害にかかわる研修などの充実を引き続きお願いします。

(八王子盲・久我山青光)

## 視覚障害・盲重複・盲ろうに特化した生涯学習の提供について

盲学校卒業後、学んできたことを生かしながらスポーツ・芸術・教養等で余暇を充実させるために個々の学習意欲や活動ニーズに対応した生涯学習の場を設けてください。また、盲重複障害者・盲ろうにおいては物事を知り身につけるために時間が掛かります。また、人と関わるためのコミュニケーション技法(手話・指文字・サイン等)の学びを継続する場が極めて少ない状況です。都立盲学校の活用や、視覚障害教育関係者をはじめ、専門領域を超えた多角的な人材の協力など、教育と福祉の連携が必要です。一人一人に寄り添い、卒業後も切れ目のない生涯学習の場を設けてください。

(文京盲)

## 東京都都市整備局

### ① 盲学校最寄り駅へのホームドアの設置について

現在ホームドアの設置は利用者10万人未満の駅にも補助を拡大・充実させると聞いておりますが、盲学校のあるJR西八王子駅をはじめとする全ての駅にはまだ設置されておりません。転落事故の危険を回避するためにも、駅の利用者数基準ではなく、白杖利用者数の多い盲学校最寄り駅に優先的にホームドアが設置されるよう、各鉄道会社へのご指示、働きかけをお願いします。

(八王子盲・久我山青光・葛飾盲・文京盲)

## 東京都福祉局

### ① 視覚障害と他の障害を併せ有する盲重複障害者の支援施設について

視覚障害と他の障害(聴覚・知的・肢体不自由等)を併せ有する盲重複障害者の支援施設を多摩地区以外に都心部にも設置をお願いします。東京都では、地域生活支援型入所施設の整備をすすめています。視覚障害があり他の障害を併せ有する盲重複障害者に対応した専門性の高い施設が少ない状況です。また、多くの障害者施設では盲重複障害者への情報提供とコミュニケーション等の配慮不足により盲学校で学んだスキルが発揮できず、充実した生活を送れないケースも多くあります。公共交通機関等を利用し、アクセスしやすい都心部に盲重複障害者の生活拠点として盲重複生活介護施設・短期入所施設、グループホーム等の設置をお願いします。

(文京盲)

### ② 通学における同行援護・移動支援制度の利用拡大について

東京都内の市区町村62自治体のうち、通学時に同行援護や移動支援の制度を利用出来る自治体はごく僅かであり、自治体によって対応が異なります。視覚障害や重複障害のために一人通学が可能な児童・生徒は限られている中、保護者は兄弟姉妹の世話や仕事などを抱え、多くの家庭で登下校対応に困窮しています。すべての自治体で、通学にも同行援護・移動支援制度の利用ができるよう、時間数や利用目的の拡大の働きかけをお願いします。

(葛飾盲・久我山青光・八王子盲・文京盲)

### ② 令和6年度修正した要望

都立特別支援学校の寄宿舎指導員については、配置数が定数を上回っている状況です。都立特別支援学校の寄宿舎指導員の採用選考については、今後の退職者数等の推移や過員解消の状況を見極めながら、適切に対応していきます。

<所管部課名>教育庁人事課

### ③ 令和5年度と同じ要望

都教育委員会は、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。更に、各学校に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の障害や実態等に応じた指導の充実に努めるように指導・助言しています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向けて、外部専門家を活用した校内研修やOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課  
東京都教職員研修センター

### 令和6年度新たな要望

#### 東京都都市整備局

鉄道利用者の安全性確保のため、ホームドア整備を促進するには、鉄道事業者の積極的な取組が不可欠です。都は、事業者に対して整備を進めるよう積極的に働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、平成26年度から利用者10万人以上のJR及び私鉄駅を優先して、整備に対する補助を実施してまいりました。令和元年9月に、整備の更なる加速に向けて、駅周辺における特別支援学校などの立地状況などを考慮した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度からホームドアの整備において、利用者10万人未満の駅にも補助の拡大・充実を図ったところです。また、事業者による整備計画を都のホームページに公表しております。これにより、取組の見える化を図るとともに、事業者の取組を喚起しております。加えて、令和3年度、都は、鉄道事業者と「東京都におけるホームドア整備に関する検討会」を設置し、扉位置の異なる列車への各社の対応など、技術的な課題の解決に向けた取組事例の研究及び共有化を図っています。引き続き、鉄道事業者の積極的な取組を支援してまいります。なお、文京盲学校最寄りのJR(中央総武緩行線)飯田橋駅においては、令和4年6月にホームドアが設置されました。

<令和5年度予算措置額>

ホームドア等整備促進事業 608,873千円

<所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課

#### 東京都福祉保健局

### 令和6年度修正した要望

入所施設の開設に関して、第六期障害福祉計画における国の基本指針では、施設入所者の地域移行と併せて、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本としています。一方、都においては入所待機者が一定数で推移していること等の実情を踏まえ、地域生活への移行や在宅障害者の地域生活を積極的に支援する機能を強化した上で、都内の未設置地域において「地域生活支援型入所施設」の整備を進めるとともに、区市町村と連携し、入所待機者等の実態の把握に努め、平成17年10月1日現在の入所施設定員(7,344人)を超えないとする計画目標を継続して、達成に向けて取り組んでいます。その際、新たな施設入所者については、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要があることから、住民に身近な自治体であり、地域の実情を把握している区市町村と連携を図りながら、整備を進めていきます。

<所管部課名>

福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

### 令和6年度修正した要望

(同行援護の回答)

国の報酬告示において、同行援護サービス費は、「通年かつ長期にわたる外出」は算定できないとされています。一般的に、通学は「通年かつ長期にわたる外出」と考えられるため、同行援護で利用することはできませんが、都では障害者・障害児の支援に係る法や制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするよう、引き続き、国に提案要求してまいります。

(移動支援事業の回答)

移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても充分の負担を行っております。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。

<所管部課名>

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

## 【ろう学校】

### 教育庁への要望

1. 教員の専門性の維持と向上
2. 教員の手話教育制度を拡充
3. 聴覚障害に関するコーディネーター（専門職）専門的な自立活動教員の育成

専門性の担保、手話技術と自立活動指導力は、ろう学校が長年培ってきた成果であり、永遠の課題でもあります。

今回、前向きな回答をいただけたことは大変心強いです。今後一層の充実をお願いします。

### 4. キャリア教育の充実について

文部科学省においても『キャリア教育』について【今、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。この視点に立って日々の教育活動を展開することこそが、キャリア教育の実践の姿です。学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校で推進・充実させましょう】と、推奨しています。

### 5. ろう学校にもスクールバス配置を

ろう学校は学区域が広く、幼児・児童は全都から3校3分教室のいずれかに通っています。居住地から離れたろう学校に毎日電車で送迎するのは、保護者にとって大変負担となっています。幼稚部・小学部を設置しているろう学校に、最寄り駅からのスクールバスを配車してください。

### 6. 登下校の情報が伝わるシステム導入を

高学年の児童と中学部・高等部の生徒は、居住地から離れたろう学校にひとりで通学をします。電車の遅延や、さまざまなトラブルが起きた時に自分で対処できないこともあります。保護者が安心して児童・生徒を家から送り出し、安心して帰宅を待てるように、学校の到着、下校がわかるシステムを各校に導入（メール送信等）するための予算を要望します。

令和5年度要望に対する東京都の回答

教育庁

#### 1. 令和6年度修正した要望

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育コーディネーターに指名された幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の教員を対象に、校内委員会の効果的な運営、関係機関との連携、幼児・児童・生徒一人一人に対する指導内容・方法等の修得を図るため、特別支援教育コーディネーター研修を実施しています。また、都教育委員会は、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。更に、各学校に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の障害や実態に応じた指導の充実に努めるように指導・助言しています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向けて、外部専門家を活用した校内研修やOJTの充実に努めるよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。

教員の配置に当たっては、学校経営計画を踏まえた校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

東京都教職員研修センター、人事部職員課

#### 2. 令和6年度修正した要望

手話を必要とする者の意思疎通を行う権利を尊重する観点から、都立聴覚障害特別支援学校での教員等の手話技能の向上は重要であると認識しており、学校現場の実情を踏まえ、対応を検討してまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

#### 3. 令和6年度修正した要望

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育コーディネーターに指名された幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の教員を対象に、校内委員会の効果的な運営、関係機関との連携、幼児・児童・生徒一人一人に対する指導内容・方法等の修得を図るため、特別支援教育コーディネーター研修を実施しています。都立聴覚障害特別支援学校の乳幼児教育相談においては、医師や言語聴覚士等の外部専門家を活用した支援を行っており、今後とも、適切に活用してまいります。

<所管部課名>教育庁指導部（東京都教職員研修センター）

都立学校教育部特別支援教育課

#### 4. 令和6年度修正した要望

都教育委員会では、全都立特別支援学校にキャリア教育の全体計画の作成を求め、児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を重視したキャリア教育の充実に向けた支援を行っています。各都立特別支援学校では、この全体計画を踏まえながら、個別指導計画に基づき、幼児・児童・生徒一人一人の「できること」を生かした指導を行っています。今後も外部専門家等も活用しながら、自立と社会参加に向けて、キャリア教育の充実に努めていきます。また、聴覚障害支援学校では、式典や保護者会等に必要に応じて手話通訳を配置しているほか、デジタル式集団補聴システムや音声文字変換ソフトなど、聴覚障害がある方の障害の状態に応じた適切な情報保障の実現に取り組んでいます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

都立学校

#### 2. 令和6年度修正した要望

障害のある児童・生徒の通学は、将来の生活自立に備えて、可能限り一人通学を原則としていますが、一人通学への移行の配慮や通学に伴う付添者の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行しています。聴覚障害特別支援学校については、最寄り駅から遠い学校にスクールバスを配車し、幼稚部及び小学部低学年の児童を優先的に乗車することとしています。今後も適切に運行してまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

#### 3. 令和6年度新たな要望

## 福祉局への要望

### 1. 共働き家庭等の増加に伴う支援の充実

共働き家庭、ひとり親家庭、さまざまな理由で子どもの送迎や放課後の養育が困難な家庭が増加しています。ろう学校には幼稚部・小学部に保育機能や学童保育がなく、居住地の自治体によっては送迎ヘルパー派遣などの支援を受けることもできません。ろう学校に在籍する子どもたちが安心、安全に保護者が帰るまで過ごせるよう、送迎ヘルパー派遣、聴覚障害児のデイサービスの充実、学校所在地地域の学童保育との連携助成を要望します。

### 2. 人工内耳装用者および身体障害者手帳の交付されていない子どもに対する、イヤモールド等の助成拡大

身体障害者手帳の交付されていない子どもについて、補聴器の購入費用の助成はありますが、補聴器が故障した場合の修理やイヤモールド（個人に合わせて作る耳栓）のみの購入は助成の対象外です。イヤモールドについては、特に乳幼児期は成長に伴い最低1年に1回は作り替える必要があります。また幼少期は補聴器の故障も多くあります。イヤモールドの助成や補聴器の修理等、助成の拡大をお願いします。

### 3. 地域・関連機関との連携について

児童・生徒が登下校で困った時や、地震などの災害・交通混乱の際などに、近隣の施設等に相談できるよう、ろう学校児童・生徒の通学経路の駅や交番、公共施設に、コミュニケーションのための筆談ボード等を設置するとともに、そのことを表示してください。

また、地域の商店街や大型商業施設などが筆談ボードなどのコミュニケーション用品導入の際に、補助をするなどの制度創設をお願いします。

福祉局

#### 1. 令和6年度修正した要望

障害児通所支援事業所は、令和4年10月現在、都内に1,762か所（児童発達支援センター52か所、児童発達支援事業609か所、放課後等デイサービス事業1,101か所）が設置されており、これまで着実に整備が進んでいます。また、令和4年度からは、都型放課後等デイサービス事業を開始し、利用希望に応じて19時までサービス提供できる体制を確保することや送迎できる体制を確保すること等の基準を満たし、サービスの質の向上に取り組む事業者を支援しています。さらに、難聴児を早期に発見し、療育や教育など、切れ目のない支援につなげるため、令和4年度に医師、言語聴覚士のほか、療育施設や教育機関の関係者などで構成する協議会を設置し、関係機関の連携を強化するほか、難聴児と保護者に対する相談や適切な情報提供を行う中核的機能について具体的に検討を進めていきます。

<令和5年度予算措置額>

都型放課後等デイサービス事業 330,450千円  
聴覚障害児のための体制整備事業 35,373千円

<所管部課名>

福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### 2. 令和6年度修正した要望

都では言語やコミュニケーションスキルの発達、基本的な生活習慣の習得、基礎学力の向上等に重要な乳幼児期、児童期の難聴児対象として発達支援を目的として中等度難聴児の補聴器購入助成を独自に実施しております。また、障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うよう、国に提案要求しています。

<令和5年度予算措置額>

障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円  
(内数)

<所管部課名>

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### 3. 令和6年度新たな要望

# 【肢体不自由特別支援学校】

## 教育庁

### 1. 個に応じた教育内容・指導の充実

子供たちの障害は多様化しており、様々な課題や障害を併せもっている児童・生徒が多くなっています。授業の中で、個別指導計画の目標や配慮が十分にいかされるようにお願いします。また一人ひとりの障害の特性に沿った教科書選びができるように、柔軟な仕組みづくりをお願いします。

### 2. キャリア教育の更なる推進

キャリアパスポートがすべての肢体不自由特別支援学校で取り入れられ活用されるよう、キャリア教育推進体制を整えてください。キャリア教育が保護者へ浸透するような資料を都として提示していただき、また、教員や保護者が事例やアイデア等最新の情報が得られるような情報を公開してください。

### 3. 副籍交流と学校間交流

直接交流が普及するように、区市町村の学校のバリアフリー化を進めるとともに、オンラインを活用した副籍交流を区市町村が積極的に行えるよう、東京都から働きかけをお願いします。また、副籍ガイドブックと共に交流の好事例・アイデア集の改訂版を公開していただき、区市町村が主体的に課題解決に取り組めるよう、東京都から働きかけをお願いします。

### 4. 重度・重複学級の増設ときめ細やかな指導の継続

国に対して引き続き重度・重複障害学級の増設を認めていただけるよう働きかけをお願いします。ICT機器・AAC(補助代替コミュニケーション)を活用した指導を積極的に行い、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導と、また、担任教諭の交代で今までの実践が継続されないということがないよう、細かな申し送りや引き継ぎをお願いします。

### 5. 「スクールカウンセラー」の配置

必要な時にすぐに相談ができる環境にするために肢体不自由特別支援学校にも「スクールカウンセラー」の配置をお願いします。

### 6. 就職先の拡充

卒業後働くことへつなげるコーディネーターのような人材配置等、新たな支援の構築をお願いします。障害者雇用、採用選考に障害者3類(知的・精神・身体)を含めていただきましたが、採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき、今後の採用につながる環境整備等の取り組みをご検討ください。また、身体障害の中で4割である「肢体不自由者」の就労データの把握、情報公開をお願いします。

### 7. 教員の負担軽減

子供たちの待ち時間軽減や一人ひとりと向き合う時間を確保するために、教職員の人数を増やしてください。また、教員不足や授業の複雑化によって教員の仕事内容がより多くなり、負担が増えています。教員が授業研究や子供たちの支援に専念できるよう、すでに公立小中学校に配置されている「スクール・サポート・スタッフ」等を特別支援学校にも配置してください。

## 福祉局

### 1. 重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスの支援の更なる充実

重症心身障害児を受け入れる事業所を増やしてください。事業所が不足している地域においては、居宅訪問型児童発達支援や地域の学童クラブへの看護師派遣や加配等、包括的に支援できる体制を整えてください。保護者の負担軽減のため、入浴サービスを提供している放課後等デイサービス事業所に対し東京都独自の加算や国に対して加算の設定を要望してください。

### 2. ICT機器を日常に活用するための環境整備

教育現場の他、放課後等デイサービスや家庭でもICT機器が日常に活用できるように日常生活用具給付等事業の支給決定に差がないよう区市町村への働きかけをお願いします。また、卒業後も日常に活用し豊かな生活ができるようにサポート体制を整えてください。

### 3. 共生型サービス(地域共生社会の実現)

介護サービス事業所が共生型障害福祉サービス事業所になっていくよう、都としても積極的に働きかけてください。共生社会の実現に向けて、事業者が参入しやすくなるような支援策をお願いします。

令和5年度要望に対する東京都の回答

教育庁

1. 令和6年度修正した要望/都教育委員会は、各学校に対し、学校生活支援シート(個別的教育支援計画)により、児童・生徒一人一人の長期的な支援の目標を明確にした上で、その時点での具体的な支援の方法・手立てを設定するよう指導・助言しています。また、個別指導計画を作成する際に外部専門家と連携するなどして、一人一人の実態等に応じた指導の充実に努めるよう周知しています。令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向けて、校内研修やOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等を活用し、個別指導計画に基づき、個に応じた指導の充実を図られるよう、学校への指導・助言を行ってまいります。義務教育段階で使用する教科書について、肢体不自由特別支援学校では、児童・生徒の障害の種類や程度に応じて、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著教科書及び児童書等の一般図書(学校教育法附則9条)のいずれかを使用して、都教育委員会が調査研究を行い採択した一般図書の中から、各学校が、児童・生徒の実態に応じて学習グループ毎に教科書を選定しています。<令和5年度予算措置額>特別支援学校の造改修 1,321,684千円 <所管部課名>教育庁特別支援教育課

2. 令和6年度新しい要望  
3. 令和6年度修正した要望/今年度実施した保護者等を対象とした調査結果を踏まえ、現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。<令和5年度予算措置額>副籍に関する資料 2,000千円 <所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

4. 令和6年度修正した要望/特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に達していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

5. 令和5年度と同じ要望/現状では、特別支援学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡充することは困難な状況ではありますが、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけます。<令和5年度予算措置額> 26,870千円 <所管部課名>教育庁指導部指導企画課

6. 令和5年度と同じ要望/都教育委員会では、働きやすい環境を整備するとともに、障害のある方に自分の能力や特性に応じて仕事を選んでいただけるよう、一般就労に向けた支援を行う「チャレンジ雇用」や、一般就労の場として、集約型オフィスで仕事を「サポート・チャレンジ・プロジェクト」といった、様々な就労ステーションを設けています。今後も、障害者雇用を推進していきます。<令和5年度予算措置額> 東京都教育委員会版チャレンジ雇用: 725,985千円 障害者雇用の推進: 657,435千円 <所管部課名>教育庁総務部総務課

7. 令和5年度と同じ要望/都教育委員会では、教員の負担を軽減するため、平成30年度から小・中学校でスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を実施しています。特別支援学校については、教員の時間外労働の状況を注視し、働き方改革を推進してまいります。教職員定数については、いわゆる標準法に基づき都の配当基準により適切に算定しています。都教育委員会では、負担の大きい校務を担う教員の負担軽減のため、令和元年度から、特別支援学校の学部主任の授業時数を軽減しています。<所管部課名>教育庁人事課

職員課

福祉局

1. 令和6年度修正した要望/都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施しており、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、未設置地域における整備費補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を図っています。また、都は、令和3年度から、重症心身障害児や医療的ケア児の放課後等支援の充実を図るため、地域の実情に応じて専門職の配置や送迎支援等の事業を行う区市町村に対する補助事業を実施しています。国に対しては、「主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。」等を提案要求しています。引き続き国に対して働きかけを行っています。<令和5年度予算措置額>障害児の放課後等支援事業 112,500千円 <所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

2. 令和6年度修正した要望/都は、デジタル技術を活用した最新機器の情報等に関し、障害者の情報保障の取組を推進していきます。東京都障害者IT地域支援センターでは、障害のある方や家族等からの電話・FAX・メール又は来所による相談のほか、令和3年度からは、オンラインによる相談も行っております。また、センターでは、区市町村職員等で障害者のデジタル技術支援に従事している方を対象にスキルアップのための講習会を開催し、身近な地域での障害者のデジタル技術支援体制の強化を図っています。今後とも利用者のニーズや事業効果等を踏まえながら、適切に対応してまいります。<令和5年度予算措置額> 情報保障機器の普及促進事業 5,297千円 障害者デジタル技術支援基盤総合整備事業 10,556千円 <所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 令和6年度修正した要望/(高齢分野) 都は、「共生型サービス」が普及し、適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組みについて、必要な情報を提供していきます。(障害分野) 都では、国で定められたカリキュラムに基づき、相談支援従事者現任研修を実施しています。障害福祉サービス利用者から介護保険サービスを利用するに当たっては、適切なサービスを受けられるよう、ケアマネージャーとの連携の重要性などについて、講義・演習の場などを通じて受講者に伝えていきます。<令和5年度予算措置額>相談支援従事者研修 34,954千円 <所管部課名>福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
4. 令和6年度修正した要望/都は、区市町村が地域の実情に応じて避難所運営の備えができるよう、「東京都避難所管理運営の指針」を作成し、区市町村における避難所マニュアルの作成、避難所の確保や指定、円滑な避難所運営の取組を支援しています。本指針では、避難生活に配慮を要する方への対応として、例えば、一般の避難所において、特別に配慮を必要とする方にも対応できる居場所として福祉避難スペースを設置することなども示しています。区市町村ではこうした事項を踏まえ、実際の避難所運営を行っているところであり、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援していきます。また、都は、区市町村担当者向けの研修会や取組指針において、区市町村と社会福祉協議会等が連携した福祉避難所の運営訓練等を紹介

## 4. 災害時の支援

地域格差なく、避難所に医療的ケア児・者、肢体不自由児・者が必要とする物品、また生命維持の為に必要な物品（大人用・小児用・ミキサー食等）の備蓄の見直しとプライバシーを守る為の環境設備（テント等）を整えてください。要配慮児・者が福祉避難所となる事業所、施設等へ速やかに避難できるように引き続き東京都として区市町村との連携・体制の構築を進めてください。

## 保健医療局

### 1. 感染症対策

自治体での重症心身障害児者の把握とスムーズな対応をお願いします。また、自宅での介護が困難となるため、親子で入れる病院での病床の確保、宿泊施設の確保をお願いします。

### 2. 緊急時の受け入れ体制

親の緊急時、在宅診療、訪問看護ステーションでの長時間の確保、医療保険と在宅レスパイトの柔軟な対応をお願いします。重症心身障害児・者が入院となる際は、受け入れ体制をしっかりと組んでいただき、速やかな配慮と看護が受けられるようお願いします。

### 3. 小児総合医療センターの診察及び待ち時間軽減・可視化について

呼び出し機の範囲拡大と、外来受付カウンターの導線確保の改善をお願いします。

### 4. 小児総合医療センターの多目的トイレについて

2階の専門外来にもユニバーサルシート付多目的トイレの増設をお願いします。また、身体が小さい児童・生徒もいるため、補助便座の設置をお願いします。

### 5. 小児総合医療センターの駐車について

スロープを出す後方側に他の車が止まっていて、スロープ車が駐車できないのが現状です。「リフト車」の表示をするなど、スロープ車優先スペースの設置をお願いします。また、正面入口前の介護タクシーの乗降スペースに柵があり、介護タクシーが止められない状況です。柵の見直しをお願いします。

## 都市整備局

### 1. ユニバーサルデザイン遊具の設置拡充、及び公園施設内の整備

ユニバーサルデザイン遊具設置と合わせてユニバーサルシート（介助用ベッド）設置の拡充と、積極的な区市町村への普及・啓発促進をお願いします。移動型バリアフリートイレ（モバイルトイレ）等を活用するなどトイレ問題の解決を図ってください。

### 2. 都道のバリアフリー化、歩道の整備についてのお願い

すべての人にとって安心・安全に利用できる歩行空間を確保するため「歩車道段差の解消（ユニバーサルブロック）」「勾配の改善」「傾斜路の設置」「視覚障害者誘導用ブロックの設置」をお願いします。

## 産業労働局

### 1. 多様な働き方の推進

重度の肢体不自由者が、介護を受ける側ならではの視点をいかした新しい働き方を提案し、それを価値として対価が得られるような雇用の創出に助成してください。東京都主導で、テレワークや業務時間を調整した働き方を希望する肢体不自由者への中長期的な企業内実習を推進してください。また、企業への積極的な情報提供により、テレワークや時短勤務、職場のバリアフリー化が更に促進されるようにしてください。

### 2. 雇用する側の負担の軽減

障害者雇用の実態把握と障害者雇用が更に進む取組を進めてください。企業への更なる働きかけと、障害者雇用の導入アシスト強化を進めてください。法定雇用率を上回る企業への助成金の事務手続きを簡素化し、更なる障害者雇用の促進に向けた改善を行ってください。

### 3. 重症心身障害児保護者の雇用促進

在宅介護を担う保護者が社会参加できるよう、これまで以上に幅広い情報提供を行い、就業や就労継続につながるシステムの構築を行ってください。

し、区市町村と福祉避難所の連携強化に取り組む区市町村を支援してあります。また、区市町村包括補助により、福祉避難所の開設・運営訓練や福祉避難所運営マニュアルの作成など、福祉避難所等における要配慮者の生活支援体制を整備する事業を支援してあります。都では、区市町村と連携し、避難所への避難者が被災後3日間に必要な物資を備蓄等により確保しています。そのうち要配慮者向けには、高齢者や嚥下障害の方に配慮した白がゆのアルファ化米やオストメイト用のストーマ器具、小児用おむつ等の物資を備蓄しています。防災時には、民間事業者との物資の調達に関する協定に基づき、避難所で必要なマスク、ウェットティッシュ等の衛生材料を確保することとしています。さらに、都では、電力供給の停止が、そのまま生命の危険に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする物品の整備に取り組む区市町村を、「医療保健政策区市町村包括補助事業」により支援しており、令和3年12月からは対象物品として、自家発電装置、無停電電源装置及び吸引器に加え、蓄電池を追加してあります。

<令和5年度予算措置額>

医療保健政策区市町村包括補助事業 2,500,000千円（内数）

<所管部課名>

福祉保健局総務部総務課、福祉保健局医療政策部医療政策課

福祉保健局生活福祉部計画課、福祉保健局少子社会対策部計画課

保健医療局

1. 令和6年度修正した要望/障害のある方の場合、障害の程度や基礎疾患の有無等の個別の状況に応じた対応が必要であることから、個々のケースごとに、かかりつけ医の意見を参考にしながら、都や保健所が入院先の調整等の対応を行うこととしています。都は、今後とも区市町村の取組への支援を行うとともに、広域的な取組により課題解決に努めてまいります。必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ検討してまいります。

<令和5年度予算措置額>

入院調整本部の運営委託 197,202千円（追加補正）、新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター 370,182千円（追加補正）

<所管部課名>福祉保健局感染症対策部事業推進課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

2. 令和6年度新しい要望

3. 令和6年度新しい要望

4. 令和6年度修正した要望/高等部生徒の使用も想定したおむつ替え

用スペースを、小児総合医療センターの1階に2箇所設置しております。

（同じ建物の多摩総合医療センターの1階にも2箇所設置しています）

今後とも、来院される方のサービス向上に向け取り組んでまいります。

<所管部課名>福祉保健局都立病院支援部法人調整課

5. 令和6年度新しい要望

都市整備局

1. 令和5年度と同じ要望/都立公園では、新規整備や遊具広場の改修の機会を捉えて、ユニバーサルデザインに対応した遊具を整備するとともに、トイレのバリアフリー化等、誰もが気軽に公園で楽しむことができる環境づくりを進めています。また、ユニバーサルデザインに対応した遊具の区市町村への普及・啓発促進については、令和3年度から、都は整備費用の補助を開始するとともに、整備や管理運営の参考となるようガイドラインを作成して公表しています。このなかでも、大型ベッドは要望の多い設備として紹介しており、今後、区市町村の担当者に対して、整備事例等の紹介を行っていきます。

<令和5年度予算措置額> 754 百万円

<所管部課名>建設局公園緑地部公園建設課

2. 令和5年度と同じ要望/都は、「『未来の東京』戦略」において、「段差のない」やさしまちづくりを展開するとしており、都道のバリアフリー化について重要な課題として取り組んでいるところです。

今後とも、ご意見を踏まえ、整備を着実に進めてまいります。

<令和5年度予算措置額> 448 百万円

<所管部課名>建設局道路管理課安全施設課

産業労働局

1. 令和6年度修正した要望/都では、障害者がその強みを活かし、職場でいきいきと活躍することができる環境の整備や能力開発、処遇改善を積極的に行う企業を「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」として表彰しております。また、受賞企業の取組を事例集にまとめ、優れた取組の普及啓発を実施しております。さらに、公益財団東京しごと財団で実施している「東京ジョブコーチ支援事業」では、企業に対して、雇用する障害者の強みを活かした業務内容の検討・組み立ての支援を実施しております。加えて、同財団では、障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍することを目的とし、職場における日常的な支援を企業が自ら行えるよう、「職場内サポーター」を養成する事業を実施しております。就労支援場所の確保という観点からは、障害があっても場所にとらわれない働き方としてテレワークが目玉されています。公益財団法人東京しごと財団では、はじめて障害者を雇用する企業等に対する伴走型支援を行う「障害者雇用ナビゲート事業」や先述した「東京ジョブコーチ支援事業」において、令和4年度よりテレワーク導入に対する支援を実施しております。

<令和5年度予算措置額>

企業に対する障害者雇用普及啓発事業 31,775千円

障害者雇用就業総合推進事業 169,312千円

東京ジョブコーチ支援事業 212,304千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

2. 令和6年度新しい要望

3. 令和5年度と同じ要望/都は、令和元年12月に「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。条例では、「就労困難者」については、「その者の配慮すべき実情等に応じた支援が必要なもの」としてあります。就労に困難を抱える方を雇用するソーシャルファームの創設及び活動の促進を図るため、令和2年6月に「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、令和2年度以降、都の支援対象となるソーシャルファームを募集し、認証しております。また、

ソーシャルファームを都内に普及・根付かせていくため、ソーシャルファーム支援センターを令和2年10月に設置し、相談・情報提供及びセミナー等を実施しているほか、専用ポータルサイトを開設し制度や事例を紹介するなど、広く周知を行っております。その他、様々な事情により、就労に困難を抱える方に対する支援窓口として、東京しごとセンターに「専門サポートコーナー」を開設し、キャリアカウンセラーや臨床心理士などの専門スタッフがチームを組み、個別の実情に応じた就労支援を行っております。

<令和5年度予算措置額>

ソーシャルファーム認証審査会等の運営 28,784千円

ソーシャルファーム支援事業 875,480千円

ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業 86,805千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

## 【知的障害特別支援学校】

### 教育庁

#### 【都立学校教育部】

1. 児童・生徒が障害特性に応じた適切な教育が受けられるよう、重度・重複学級の設置など、実態に即した学級編制をお願いします。
2. 校舎の老朽化にともなう雨漏り、トイレの配管の不具合のほか、冷暖房施設の故障、人工芝の劣化など、不適切な環境の早急な改善をお願いします。
3. 児童・生徒の増加に伴う教室不足の解消のため増改修計画の抜本的な見直しをお願いします。

#### 【人事部】

1. 地域との連携や地域の学校との連携・理解啓発を推進するため、全ての学校に、専任の特別支援教育コーディネーターの配置をお願いします。
2. 教員一人一人の負担を軽減するには、教職員の増員が前提となりますが、教育の質を高めるためには、資質・能力の高い教職員の確保がなによりも大切です。教員採用選考の倍率を上げるための施策の充実も併せてお願いします。

#### 【指導部】

1. 一人一人の児童・生徒に合わせて活用できるよう、ICT教材活用事例の共有や教職員が実践するためのサポート体制の強化をお願いします。
2. 副籍制度の地域指定校教員の障害への理解啓発、保護者以外の同行利用制度の策定やオンラインなど新たな活動を促進するよう、区市町村および教育委員会への指導・助言をお願いします。
3. 障害の多様性や思春期により、心のケアが必要な児童・生徒が増えています。専門的・中立的な立場で支援できるスクールカウンセラー配置の推進をお願いします。
4. 福祉保健局、産業労働局と連携し、長く安心・安定して働ける受け入れ企業の開拓をお願いします。また、教育庁サポートオフィスや東京都教育委員会版チャレンジ雇用の更なる制度の充実・拡大をお願いします。

令和5年度要望に対する東京都の回答

#### 教育庁

##### 【都立学校教育部】

###### 1. 令和5年度と同じ要望

重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に達していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

###### 2. 令和5年度と同じ要望

特別支援学校の施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行った上で、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。また、緊急を要する修繕等については、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の改修に努めていきます。

<令和5年度予算措置額>特別支援学校の造改修 1,321,684千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

###### 3. 令和5年度と同じ要望

教室確保については、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画に基づく新設と増改修のほか、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく施設整備を引き続き実施していくこととしており、さらに校舎の改築に合わせて必要な教室の確保を行うことで、必要教室数を整備することとしています。また、これらの学校以外にも新設を検討しており、今後、全般的な学校の配置バランスなどを勘案した上で候補地を選定していきます。

<令和5年度予算措置額>

特別支援教育推進計画に基づく改築 10,597,129千円

特別支援教育推進計画に基づく増改修等 3,281,312千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### 【人事部】

###### 1. 令和6年度修正した要望

特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。

<所管部課名>教育庁人事部人事計画課

###### 2. 令和6年度新たな要望

##### 【指導部】

###### 1. 令和5年度と同じ要望

都では、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成・配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。また、情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」にICT機器を活用した指導事例を掲載しています。さらに、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。加えて、ICT機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を配置するとともに、教員に対しては、サポーターによるデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施しています。

<令和5年度予算措置額>デジタル機器を活用した教育の充実 54,476千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課 総務部教育政策課

###### 2. 令和5年度と同じ要望

都教育委員会は、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を作成し、在籍する特別支援学校や地域指定校である小・中学校に求められる役割や、保護者又は保護者に代わるボランティア等による付加価値の意義と必要性、交流活動の実践事例等を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。さらに、都教育委員会は、特別支援学校の教員が交流の前に小・中学校に出向き、交流する児童・生徒の得意なことや配慮が必要なことなどを伝える「理解推進授業」の推進を図っています。コロナ禍においては、感染症対策に配慮した新たな交流の工夫として、オンラインで挨拶を交わしたり意見交換をしたりする取組が試行されており、このことについて各特別支援学校に周知しています。今後は、今年度を実施した保護者等を対象とした調査結果を踏まえ、現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。

<令和5年度予算措置額>副籍に関する資料 2,000千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

###### 3. 令和6年度新たな要望

###### 4. 令和6年度新たな要望

#### 福祉保健局

##### 1. 令和5年度と同じ要望

令和3年度の報酬改定では、医療的ケア児の基本報酬が新設されたほか、放課後等デイサービス事業所を2区分に分けて報酬設定する方法を改めるなど、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい報酬上の評価が可能となるような見直しが行われたものと認識しています。一方で、児童指導員等加配加算の見直しについては、保育士等の雇用の継続が難しくなり、結果として支援の質の低下につながる懸念があることから、東京都は、国に対して提案要求を行っております。令和4年度からは、都型放課後等デイサービス事業を開始し、利用希望に応じて19時までサービス提供できる体制を確保することや送迎できる体制を確保すること等の基準を満たし、サービスの質の向上に取り組む事業者を支援しております。

<令和5年度予算措置額>都型放課後等デイサービス事業 330,450千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

##### 2. 令和5年度と同じ要望

職員の人件費をはじめとする事業の運営に要する費用については、基本的に給付費でまかなわれるべきであり、障害福祉サービスの報酬単価については、事業者が安定した事業運営を行うことができるよう設定される必要があると考えています。このため、都は国に対し、障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたる基本的な報酬の改善を行う

## 福祉局

1. 放課後等デイサービスにおいて、児童・生徒の障害の多様化に応じた人員配置ができるような報酬制度にするとともに、保護者の就労を支援するための時間延長や長期休暇時の制度整備をお願いします。
2. 福祉に携わる人材不足への対策として、人材育成や職場の環境整備・給与水準をはじめ処遇の改善をお願いします。
3. 移動支援事業について、区市町村により支給決定基準やサービス内容に差が出ないよう都の事業とし、将来の自立に向けての訓練のためにも通学・通所に利用できるよう利用目的を拡充してください。
4. 就学前から卒業後まで、知的障害児・者および学校・事業所・行政と連携して長期にわたり支援する相談支援事業所の拡充をお願いします。
5. 地域に知的・発達障害に理解のある医療機関が少なく、安心して受診することができません。障害児・者が全ての医療機関、全ての診療科で適切な医療を受けられるよう、更なる理解啓発をお願いします。
6. 障害基礎年金申請のための受診先や、知的障害児の発達を専門とする医師探しに困らないように、知的障害児・者の医療アクセス向上のための整備をお願いします。併せて、医師会等に対し、当事者の障害基礎年金申請上の困難さに対し、十分な理解が得られるよう働きかけをお願いします。

## 産業労働局

1. 生徒の個々の適性を把握し、障害特性に見合った対応をすることで就労機会を得られ、定着できるよう、ジョブコーチの更なる増員と、個々のニーズに合わせた利用ができる支援体制の強化、合理的配慮についての理解啓発活動の強化をお願いします。

## 総務局

1. 大規模災害時・緊急時において、福祉避難所が近くにない場合、地域の避難所で長時間過ごすことのできる配慮を得られるよう区市町村に働きかけ、支援体制の整備をお願いします。
2. 知的障害者の雇用機会が広がるよう職種の拡充を行い、都が積極的な雇用を行って、チャレンジ雇用、オフィスサポーターの更なる拡大・充実をお願いします。短時間勤務による雇用創出もお願いします。

ことなどを提案要求しています。また、都は、障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、障害福祉サービス事業所を運営する法人責任者や管理者等を対象として、職場環境の改善や人材マネジメント能力の向上に繋がる研修を行う「経営管理研修事業」や、障害福祉サービス事業所等で働く職員による介護福祉士や精神保健福祉士等の国家資格取得を支援する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」を実施しています。引き続き、障害福祉人材の確保・育成・定着に向けて取り組んでいきます。

<令和5年度予算措置額>

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 15,202千円

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 23,740千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 令和5年度と同じ要望

移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置づけられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行なっています。また、区市町村の財政力により格差が生じないように、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

4. 令和5年度と同じ要望

障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

5. 令和6年度修正した要望

国が示す「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」では、例えば、知的障害のある方は、言葉による説明などを理解しにくい場合があるため、ゆっくり、丁寧に、わかりやすく話すことや、写真や絵など、わかりやすい情報提供を工夫すること等が、主な対応として例示されているなど、知的障害をはじめとする障害特性と対応時に配慮すべき事項がまとめられています。こうした例を参考に、それぞれの障害特性に応じた合理的配慮が図られるよう、都は、ガイドラインについて診療科を問わず、全医療機関に周知し、取組を進めていただくようお願いします。

<所管部課名>福祉保健局医療政策部医療政策課

6. 令和6年度新たな要望

### 産業労働局

1. 令和5年度と同じ要望

都では、平成20年度から東京ジョブコーチ支援事業を実施し、障害者を雇用する中小企業等の現場へジョブコーチを派遣して職場定着を支援しています。東京ジョブコーチは、事業開始当初の60人から77人に増員し、定着支援の拡充・強化を図っています。令和元年度には東京ジョブコーチセンターを開設し、窓口での相談が可能になり、一層企業ごとのニーズに合わせた支援ができるようになりました。加えて、平成28年度から、企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、「職場内障害者サポーター養成講座」を実施しています。講座修了者が職場内障害者サポーターとして、職場の障害者を6か月間支援した場合は、奨励金を支給しています。令和2年度には、サポーター養成講座の定員を拡大し、多くのサポーターを養成するとともに、登録したサポーターの知識等をアップデートしていくために、アフターフォローアップ研修を開始しました。併せて、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。引き続き、就労定着につながる支援体制の強化や啓発に努めてまいります。

<令和5年度予算措置額>【東京ジョブコーチ支援事業】212,304千円

【職場内障害者サポーター事業】72,667千円

【重度障害者等の雇用対策】2,934千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

### 総務局

1. 令和5年度と同じ要望

都は、区市町村が地域の実情に応じて避難所運営の備えができるよう、「東京都避難所管理運営の指針」を策定し、区市町村における避難所マニュアルの作成、避難所の確保や指定、円滑な避難所運営の取組を支援しています。本指針では、避難生活に配慮を要する方への対応として、例えば、一般の避難所において、特別に配慮を必要とする方にも対応できる居場所として福祉避難スペースを設置することなども示しています。区市町村ではこうした事項を踏まえて、実際の避難所運営を行っているところであり、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援してまいります。

<所管部課名>福祉保健局少子社会対策部計画課

2. 令和6年度修正した要望

誰もが生き生きと活躍できる社会の実現のため、障害者の方々がその能力や適性に応じて働くことができるよう、東京都が率先して取り組むことは重要で、知的・精神障害者の就労促進を図るため、福祉保健局と産業労働局で平成20年度から、教育庁で平成24年度から、チャレンジ雇用事業を開始しており、令和2年度からは会計年度任用職員制度を活用し、教育庁、福祉保健局、産業労働局において継続して実施しています。受入職員の拡大について、平成28年度から、福祉保健局の「東京チャレンジオフィス」にチャレンジ雇用職員の受入れを集約し、庁内各局から様々な業務を受注し、幅広い経験を積むことができる形で、全庁的な取組として実施しております。また、都においては、昭和56年度より身体障害者を対象とした常勤職員の採用選考を実施しており、平成29年度選考からは知的障害者、精神障害者にも対象を拡大し、障害者雇用の門戸をさらに広げています。平成30年度から、知的障害者を対象に、総務局において非常勤職員であるオフィスサポーターの採用を開始し、雇用の拡大に努めています。令和2年度より、非常勤職員から常勤職員へステップアップすることを可能とする新たな雇用の仕組みを創設し、一定の勤務実績のあるオフィスサポーターを対象に採用選考を実施したところであり、合格者は常勤職員（業務職）として、事務等の補助の業務に従事しております。

<令和5年度予算措置額>0千円

<所管部課名>総務局人事課

本要望書の内容は、東京都特別支援学校P T A連合会のホームページでご覧  
頂くことができます。電子データの必要な皆様は、ホームページよりダウン  
ロードをしてご利用ください。

URL <http://www.rougakkou.com/toshou/>

## 令和5年度事務局校一覧

---

東京都特別支援学校P T A連合会  
東京都知的障害特別支援学校P T A連合会  
東京都立品川特別支援学校  
〒140-0004 東京都品川区南品川6-15-20  
TEL 03-5460-1160 / FAX 03-5460-1166

東京都立盲学校P T A連合会  
東京都立葛飾盲学校  
〒124-0006 東京都葛飾区堀切7-31-5  
TEL 03-3604-6435 / FAX 03-3602-9096

東京都立ろう学校P T A連合会  
東京都立大塚ろう学校  
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨4-20-8  
TEL 03-3918-3347 / FAX 03-3915-9844

東京都肢体不自由特別支援学校P T A連合会  
東京都立大泉特別支援学校  
〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町9-3-1  
TEL 03-3921-1381 / FAX 03-3921-1316

東京都病弱虚弱特別支援学校P T A連合会（活動休止）  
東京都立光明学園（病弱部門）  
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-38-27  
TEL 03-3323-8421 / FAX 03-3327-8428